

第6編 資料編

資料編

1. 防災会議、災害対策本部等	4
資料1-1 七ヶ浜町防災会議条例	4
資料1-2 七ヶ浜町災害対策本部条例	6
資料1-3 七ヶ浜町災害対策本部組織図	7
資料1-4 七ヶ浜町災害対策本部各部の分掌事務	8
資料1-5 地震・津波・風水害時の配備体制	11
資料1-6 防災関係機関一覧表	12
資料1-7 災害時優先電話一覧表	13
2. 指定避難場所等	14
資料2-1 指定避難場所一覧表	14
資料2-2 避難所一覧表	16
3. 備蓄・資機材等	19
資料3-1 資機材倉庫・災害備蓄倉庫在庫一覧表	19
資料3-2 消防防災資機材等整備予定一覧表	20
資料3-3 消防自動車整備予定一覧表	21
資料3-4 給水車等保有状況	18
資料3-5 主な町内水道関係事業者一覧表	19
4. 医療機関等	19
資料4-1 災害拠点病院一覧表	19
資料4-2 町内医療機関一覧表	19
資料4-3 町内医薬品販売業者一覧表	19
5. 危険物関連施設等	20
資料5-1 プロパンガス販売貯蔵施設等一覧表	20
資料5-2 危険物貯蔵取扱い施設一覧表	21
資料5-3 毒物・劇物関連取扱施設一覧表	22
資料5-4 宮城沿岸排出油等防除協議会連絡系統図	23
6. 協定書等	24
資料6-1 本町の相互応援協定締結状況	24
資料6-2 広域消防相互応援協定書	26
資料6-3 消防相互応援協定書	28
資料6-4 消防相互応援協定書（塩釜、黒川）	30
資料6-5 宮城県広域消防相互応援協定書	31
資料6-6 宮城県広域消防相互応援協定に基づく消防団の応援派遣についての覚書	34
資料6-7 宮城県広域航空消防応援協定書	35
資料6-8 宮城県内航空消防応援協定書	37
資料6-9 宮城「館」防災に関する相互応援協定	40
資料6-10 宮城「館」防災に関する相互応援協定細目	41
資料6-11 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	42
資料6-12 災害時における応急燃料の供給に関する覚書	45
資料6-13 全国石油備蓄基地市町村連絡議会災害時相互応援協定書	47
資料6-14 災害時の医療救護活動に関する協定	49
資料6-15 災害時の医療救護活動実施細目	53
資料6-16 電力設備災害復旧に関する協定書	54

資料 6-17	電力設備災害復旧に関する協定書実施細目	57
資料 6-18	災害時応急対策業務等に関する協定書	63
資料 6-19	災害時の情報交換に関する協定	68
資料 6-20	災害時における相互協力に関する覚書	69
資料 6-21	七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定書	71
資料 6-22	災害時相互応援に関する協定	75
資料 6-23	災害時における公益社団法人宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定	77
資料 6-24	災害時における公益社団法人宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定実施細目	79
資料 6-25	七ヶ浜町、愛知県あま市の災害時相互応援協定	80
資料 6-26	全国 LNG 火力発電所在地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書	82
資料 6-27	災害時相互応援に関する協定	84
資料 6-28	原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書	86
資料 6-29	災害時における物資供給に関する協定書	89
資料 6-30	災害時における飲料水等物資の協力に関する協定書	92
資料 6-31	緊急物資の由王に関する協定書	94
資料 6-32	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	96
資料 6-33	災害時における炊き出し業務等に関する協定書	99
資料 6-34	災害時における LP ガス等供給に関する協定書	100
資料 6-35	緊急消防援助隊の消防援助隊の宿営場所及び活動の拠点とする場所（進出拠点）の覚書	101
7.	被害状況報告要領	106
資料 7-1	市町村被害状況報告要領	106
8.	情報収集伝達様式	9
様式 8-1	災害速報用紙	9
様式 8-2	災害情報（第 報）	10
様式 8-3	災害確定報告	11
様式 8-4	人的被害情報（第 報）	14
様式 8-5	放送要請について	15
様式 8-6	遺体処理台帳	16
様式 8-7	埋葬台帳	17
9.	応援依頼	18
様式 9-1	防災ヘリコプター緊急運航要請書	18
様式 9-2	航空消防応援要請連絡票	19
様式 9-3	航空消防応援要請書	20
様式 9-4	航空消防応援受諾可否決定通知書	21
10.	自衛隊の災害派遣要請依頼	22
様式 10-1	自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	22
様式 10-2	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	23

1. 防災会議、災害対策本部等

資料 1-1 七ヶ浜町防災会議条例

七ヶ浜町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 4 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、七ヶ浜町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 七ヶ浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 宮城県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 塩釜地区消防事務組合消防長及び七ヶ浜町消防団長
 - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認めるもので町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長会を置き、会長の氏名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部長会に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和61年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年3月9日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成24年12月12日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2 七ヶ浜町災害対策本部条例

七ヶ浜町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 4 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき七ヶ浜町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 1 月 1 日から適用する。

附則(平成 11 年 12 月 16 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 12 月 12 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-3 七ヶ浜町災害対策本部組織図

《災害対策本部の組織図》

本部長（町長）		
副本部長（副町長、教育長）		
災害対策本部員会議	-----	災害対策本部員 全課長職、消防団長、消防副団長
	部 名	課 名
	総務部	総務課 防災対策室 政策課 復興推進課 議会事務局
	財務部	財政課 会計課
	税務部	税務課
	救助部	長寿社会課 子ども未来課 子育て支援センター 遠山保育所 町民生活課 健康福祉課 学校給食センター
	避難所部	生涯学習課 七ヶ浜国際村
	産業部	産業課
	建設部	建設課
	水道部	水道事業所
	教育部	教育総務課
	消防部	消防団
		部 長 ・ 副 部 長
		部 長： 総務課長 副部長： 防災対策室長 副部長： 政策課長 副部長： 復興推進課長 副部長： 議会事務局長
		部 長： 財政課長 副部長： 会計課長
		部 長： 税務課長 副部長： 部長が指名する者
		部 長： 長寿社会課長 副部長： 子ども未来課長 副部長： 子育て支援センター所長 副部長： 遠山保育所長 副部長： 町民生活課長 副部長： 健康福祉課長 副部長： 学校給食センター所長
		部 長： 生涯学習課長 副部長： 七ヶ浜国際村事務局長
		部 長： 産業課長 副部長： 部長が指名する者
		部 長： 建設課長 副部長： 部長が指名する者
		部 長： 水道事業所長 副部長： 部長が指名する者
		部 長： 教育総務課長 副部長： 部長が指名する者
		部 長： 消防団長

		副部長： 消防副団長
--	--	------------

資料 1-4 七ヶ浜町災害対策本部各部の分掌事務

《災害対策本部各部の分掌事務》

(令和2年4月1日現在)

部 名	課 名	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課 防 災 対 策 室 政 策 課 復 興 推 進 課 議 会 事 務 局	1 災害対策本部の設置に関する事。
		2 防災機関との連絡調整に関する事。
		3 避難所開設・運営に伴う指示に関する事。
		4 気象予警報の受理及び伝達に関する事。
		5 各部の行う災害対策の総合調整に関する事。
		6 本部の庶務に関する事。
		7 危険物保安全般に関する事。
		8 職員の動員と参集状況の把握及び配置調整に関する事。
		9 関係機関、団体に対する協力及び応援要請、受入れ体制に関する事。
		10 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
		11 報道機関との連絡調整に関する事。
		12 渉外に関する事。
		13 応急対策要員の確保に関する事。
		14 対策物資の輸送に関する事。
		15 自主防災組織との連絡調整に関する事。
		16 優先通行標識、身分証明の交付に関する事。
		17 情報の収集及び伝達に関する事。
		18 被害状況の収集、集計及び報告に関する事。
		19 災害の広報調整に関する事。
		20 災害の記録に関する事。
		21 災害救助法の適用及び事務に関する事。
		22 帰宅困難者及び町外からの避難者の収容に関する事。
		23 その他、他部に該当しない分掌事務に関する事。
財 務 部	財 政 課 会 計 課	1 応急対策予算の調整に関する事。
		2 町有財産等の貸付、使用に関する事。
		3 他部に属さない町有財産の被害調査に関する事。
		4 町所有車両の配車に関する事。
		5 義援金の受付・出納保管に関する事。
		6 会計に関する事。

税 務 部	税 務 課	1 家屋の被害状況調査に関する事。
		2 り災証明に関する事。
		3 災害による町税の猶予及び減免に関する事。
救 助 部	長寿社会課 子ども未来課 子育て支援センター 遠山保育所 町民生活課 健康福祉課 学校給食センター	1 社会福祉施設等の被害調査に関する事。
		2 衛生施設の被害調査に関する事。
		3 炊出しの調整及び配食に関する事。
		4 応急食料の確保及び配給に関する事。
		5 被災者の健康診断、予防接種に関する事。
		6 医療施設等の被害調査に関する事。
		7 医療救護所の設置に関する事。
		8 医療品の確保に関する事。
		9 医療による巡回救助、患者の輸送に関する事。
		10 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関する事。
		11 避難所の被災者に対する健康教育に関する事。
		12 被災者の保健サービスについての連絡調整に関する事。
		13 病虫害の防除に関する事。
		14 廃棄物及びし尿の処理、清掃及び防疫に関する事。
		15 防疫対策に関する事。
		16 仮設トイレの確保及び設置・維持管理に関する事。
		17 遺体の処理及び埋火葬に関する事。
		18 その他環境衛生に関する事。
		19 ペット対策に関する事。
		20 支援物資の受け付け及び配分に関する事。
		21 ボランティア調整に関する事。
		22 生活必需品の調達及び供給に関する事。
		23 応急仮設住宅の入居者に関する事
		24 避難行動要支援者に関する事。
		25 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。
避 難 所 部	生涯学習課 七ヶ浜国際村	1 防災拠点避難所の設置・運営に関する事 (生涯学習センター・七ヶ浜国際村・アクアリーナへの避難所設置)
		2 医療救助に関する事。
		3 避難所における情報収集、広報。
産 業 部	産 業 課	1 家畜の保健衛生に関する事。
		2 農漁業関係の被害調査に関する事。
		3 農漁業施設の被害調査に関する事。
		4 商工業関係の被害調査に関する事。

		5 観光施設の被害調査に関すること。
		6 商工業関係の応急復旧資材の確保に関すること。
		7 農漁業関係の復旧資材の確保及び応急対策に関すること。
		8 被災商工業者の災害融資に関すること。
		9 被災農漁業家の災害融資に関すること。
建設部	建設課	1 応急復旧用建設資材の確保に関すること。
		2 道路、河川及び橋りょうの応急修理並びに障害物の除去に関すること。
		3 土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
		4 応急危険度判定に関すること。
		5 町営住宅の被害調査に関すること。
		6 応急仮設住宅の建設・管理に関すること。
		7 住宅その他建築物の応急修理に関すること。
		8 漁港、港湾施設の被害調査に関すること。
		9 災害建築物の復旧指導、相談に関すること。
水道部	水道事業所	1 上水道施設の被害調査に関すること。
		2 上水道施設の応急復旧に関すること。
		3 飲料水の確保及び給水対策に関すること。
		4 下水道施設の被害調査に関すること。
		5 下水道施設の応急復旧に関すること。
教育部	教育総務課	1 学校施設における避難所の設置に関すること。
		2 被災教育施設の応急復旧に関すること。
		3 被災児童生徒の給食に関すること。
		4 学校教育施設の被害調査に関すること。
		5 被災児童生徒の被害調査に関すること。
		6 災害時の応急教育に関すること。
		7 学用品の調達及び確保に関すること。
消防部	消防団	1 消防活動（消火・救助・救援）に関すること。
		2 避難の指示及び誘導に関すること。
		3 行方不明者の捜索及び遺体の捜索に関すること。

資料 1-5 地震・津波・風水害時の配備体制

《地震・津波・風水害時の配備体制》

区分		本部体制	配備基準	配備内容	配備課
警戒配備	0号		<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 町内で震度 4 の地震が観測されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。 	特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課 防災対策室
特別警戒配備	1号	警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 2 町内で震度 4 の地震が観測され、災害の発生が予想されるとき。 3 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 4 その他特に町長が必要と認めたとき。 	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	全課長等参集
	2号	特別警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮等の警報・特別警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 3 町内で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき。 4 その他特に町長が必要と認めたとき。 	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	全職員参集
非常配備	3号	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城県に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 2 町内で震度 5 強以上の地震が観測されたとき。 3 その他災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想されるとき。 4 その他特に町長が必要と認めたとき。 	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	全職員参集

資料1-6 防災関係機関一覧表

《防災関係機関一覧表》

名称	電話番号	防災行政無線	衛星電話・備考
宮城県庁	211-2111	91-220-8-2382	220-8-2382
宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	222-2404	090-5849-7499
宮城県塩釜県税事務所	365-4191	-	-
宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	363-5502	-	-
宮城県仙台農業改良普及センター	275-9829	-	-
宮城県仙台土木事務所	297-4111	-	-
宮城県仙台塩釜港湾事務所	254-3131	-	-
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	-	-
七ヶ浜町役場	357-2111	91-404-1-317	404-1-317
塩竈市役所	364-1111	91-203-1-245	203-1-245
多賀城市役所	368-1141	91-209-1-273	209-1-273
塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	-	-
七ヶ浜消防署	357-4349	-	-
七ヶ浜町消防団(本部:防災対策室)	357-7437	-	-
宮城東部衛生処理組合	368-6017	-	-
塩釜警察署	362-4141	-	-
七ヶ浜交番	357-2216	-	-
宮城海上保安部	363-0114	-	-
東北森林管理局仙台森林管理署	273-1111	-	-
塩釜郵便局	367-3145	-	-
東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	-	-
東北電力(株)塩釜営業所	365-9984	-	-
宮城交通(株)塩釜営業所	365-5161	-	-
(社)宮城県トラック協会塩釜支部	363-0346	-	-
(社)宮城県エルピーガス協会塩釜支部	357-3328	-	-
宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所	349-6222	-	-
仙台農業協同組合七ヶ浜支店	762-6237	-	-
七ヶ浜土地改良区	766-9179	-	-
多賀城・七ヶ浜商工会(七ヶ浜事務所)	357-3912	-	-
塩釜ガス(株)	362-5191	-	-
仙台市ガス局港工場	387-6330	-	-
仙台プロパン(株)	356-6111	-	-
カメイ(株)塩釜営業所	366-6111	-	-
七ヶ浜ガス(株)	357-5344	-	-
JXTG エネルギー(株)仙台精油所	363-1122	-	-
東北電力(株)仙台火力発電所	357-2121	-	-
仙台管区气象台 総務課	297-8100	-	-
陸上自衛隊 多賀城駐屯地 第22普通科連隊本部 第3科	365-2121	91-641-1	641-1
海上自衛隊 横須賀地方隊	0468-22-3500	-	-
航空自衛隊 松島基地	0225-82-2111	-	-
日本赤十字社 宮城県支部	271-2251	-	-
日本通運 仙台営業所	782-2270	-	-

名 称	電話番号	防災行政無線	衛星電話・備考
宮城交通(株)塩釜営業所	365-5161	-	-
(社)宮城県塩釜医師会	364-3301	-	-
日本放送協会 仙台放送局	211-1001	-	-
東北放送(株) 本社	229-1111	-	-
(株)仙台放送	267-1213	-	-
(株)宮城テレビ放送 総務部	236-3411	-	-
(株)東日本放送 本社	276-8111	-	-
(株)エフエム仙台	265-7711	-	-
宮城県石油商業協同組合 塩釜支部 西村商会(株)	364-4141	-	-
みやぎ生活協同組合 総務部	374-1281	-	-
七ヶ浜町社会福祉協議会	349-7781	-	-
宮城県社会福祉協議会	225-8476	-	-

資料 1-7 災害時優先電話一覧表

《本町の災害時優先電話一覧表》

名称	電話番号	名称	電話番号
七ヶ浜町役場	357-2111	七ヶ浜国際村	357-5931
学校給食センター	361-5911	七ヶ浜町生涯学習センター	357-3302
町立亦楽小学校	357-2521	町立松ヶ浜小学校	357-2211
町立七ヶ浜中学校	357-2843	町立汐見小学校	357-5151
		町立向洋中学校	365-8151

2. 指定緊急避難場所等

資料2-1 指定緊急避難場所一覧表

《指定緊急避難場所一覧表》

番号	名称	所在地	収容対象地区名	収容可能人員	空地面積 (㎡)	対象災害
1	町立亦楽小学校	代ヶ崎浜字細田 54-1	代ヶ崎浜、東宮浜、要害、亦楽	2,900	8,752	全
2	町立松ヶ浜小学校	松ヶ浜字神明裏 52	松ヶ浜、菖蒲田浜	2,500	7,552	全
3	町立汐見小学校	汐見台 3丁目 1-3	遠山、境山、汐見台	4,100	12,545	全
4	町立七ヶ浜中学校	吉田浜字小浜 7-1	代ヶ崎浜、東宮浜、亦楽	5,900	17,903	全
5	町立向洋中学校	遠山 1丁目 9-18	遠山、境山、汐見台、湊浜、松ヶ浜	5,400	16,362	全
6	生涯学習センター	吉田浜字野山 5-9	菖蒲田浜、汐見台南	600	1,800	全
7	湊浜地区避難所	湊浜 2丁目 104-1	湊浜、松ヶ浜	650	1,954.47	全
8	松ヶ浜地区避難所	松ヶ浜字西原 100-11	松ヶ浜	450	1,436.92	全
9	菖蒲田浜地区避難所	菖蒲田浜字和田 51	菖蒲田浜	900	2,728.94	全
10	花淵浜地区避難所	花淵浜字五月田 50-10	花淵浜	500	1,501.9	全
11	吉田浜地区コミュニティーセンター	吉田浜字大沢 2-3	吉田浜	200	699.52	全
12	代ヶ崎浜地区避難所	代ヶ崎浜字立花 15-1	代ヶ崎浜	150	574.1	全
13	東宮浜地区交流センター	東宮浜字笠岩 16-15	東宮浜	400	1288.49	地・火・土
14	要害・御林地区避難所	東宮浜字吉子 45-1	要害、御林	650	1978.98	全
15	境山地区公民分館	境山 2丁目 5-8	境山	100	387.67	全
16	遠山地区避難所	遠山 3丁目 2-1	遠山	250	782.07	全
17	汐見台第1分館	汐見台 4丁目 1-49	汐見台	40	124.72	全
18	汐見台第2分館	汐見台 1丁目 12-3	汐見台、汐見台南	50	206.86	地・火・土
19	汐見台南第1集会所	汐見台南 1丁目 2-40	汐見台、汐見台南	100	359.18	地・火・土
20	汐見台南第2集会所	汐見台南 2丁目 11-1	汐見台、汐見台南	100	330.67	全
21	亦楽公民分館	代ヶ崎浜字細田 52	亦楽	200	747.15	全
22	笹山地区避難所	笹山 7-2	笹山	200	616.29	全
23	東宮神社境内	東宮浜字鶴ヶ湊 1	東宮浜	500	1,500	津
24	東宮浜児童遊園	東宮浜字笠岩 16-15	東宮浜	450	1,478	地・火・土
25	鳳寿寺境内	東宮浜字寺島 27	東宮浜	100	400	全
26	要害児童遊園	東宮浜字笠岩 16-26	要害	600	1,890	地・火・土
27	御林児童遊園	東宮浜字御林 3-25	御林	450	1,390	全
28	大木囲貝塚遺跡公園 (歴史資料館)	東宮浜字東大木	御林、要害、境山	5,000	15,000	全
29	子育て支援センター	東宮浜字東兼田 35-10	要害、汐見台	500	1,500	全
30	汐見台四丁目児童遊園	汐見台 4丁目 1-40	汐見台	150	476	全
31	汐見台二丁目中央公園	汐見台 2丁目 1-53	汐見台	800	2,516	全
32	境山児童遊園	境山 1丁目 8-349	境山	250	780	全
33	遠山・境山児童遊園	遠山 1丁目 15-43	遠山、境山	1,500	5,466	全
34	舞鶴タウン児童公園	遠山 1丁目 1-42	遠山	150	492	全
35	北遠山児童遊園	遠山 3丁目 82-1	遠山	350	1,122	全
36	第1ネオポリス児童公園	遠山 3丁目 10-409	遠山	150	559	地・火・土
37	遠山保育所	遠山 4丁目 10-318	遠山	450	1,422	全
38	湊浜児童遊園	湊浜 3-1	湊浜、松ヶ浜	800	2,471	全
39	謡児童遊園	松ヶ浜字謡 31-1	湊浜、松ヶ浜	500	1,643	全
40	ソニー(俣仙)台テクノロジーセンター七ヶ浜寮	松ヶ浜字浜屋敷 90-1	松ヶ浜	650	2,000	全
41	養松院境内 (墓地も含む)	松ヶ浜字浜屋敷地内	松ヶ浜	500	1,500	全
42	諏訪神社境内	菖蒲田浜字和田	菖蒲田浜	150	500	全
43	五社明神境内	菖蒲田浜字招又 48-1	菖蒲田浜	500	1,500	地・火・土
44	花淵浜児童遊園	花淵浜字後田 56-5	花淵浜	300	945	地・火・土
45	同性寺境内	花淵浜字古館 12-1	花淵浜	400	1,200	地・火・土
46	君ヶ岡公園	吉田浜字西君ヶ岡 1	吉田浜、花淵浜	600	1,821	全

番号	名称	所在地	収容対象地区名	収容可能人員	空地面積 (㎡)	対象災害
47	金剛寺境内	吉田浜字寺山3	吉田浜	300	900	全
48	吉田神社境内	吉田浜字宮前11-1	吉田浜	300	1,000	全
49	葦航寺境内	代ヶ崎浜字影田19	代ヶ崎浜	100	300	全
50	多聞山毘沙門堂	代ヶ崎浜字八ヶ森	代ヶ崎浜	650	2,000	全
51	多聞山駐車場	代ヶ崎浜字八ヶ森	代ヶ崎浜	100	300	全
52	七ヶ浜国際村	花淵浜字大山1-1	花淵浜、笹山	1,400	4,413	全
53	アクアリーナ	吉田浜字野山5-1	吉田浜、花淵浜、菖蒲田浜、亦楽、汐見台、汐見台南	1,600	4,850	全
54	サッカースタジアム	吉田浜字野山地内	吉田浜、花淵浜、菖蒲田浜、亦楽、汐見台、汐見台南	1,600	4,903	全
55	春公園	汐見台南1丁目40	汐見台、汐見台南	850	2,629	地・火・土
56	夏公園	汐見台南2丁目13-14	菖蒲田浜、汐見台南	900	2,794	全

全：全ての災害　津：津波主体　地：地震時　火：火災時　土：土砂災害

資料 2-2 避難所一覧表

《防災拠点施設一覧表》

番号	名称	所在地	収容地区名	対象災害	収容可能人員	施設の構造面積		給水、炊飯施設の有無	
						構造	面積(m ²)	給水	炊飯(LDG)設備
1	生涯学習センター	吉田浜字野山5-9	全地区	全	1,000	SRC造2F	4,998.67	○	○

全：全ての災害 津：津波主体 地：地震時 火：火災時 土：土砂災害

《拠点避難所一覧表》

番号	名称	所在地	収容地区名	対象災害	収容可能人員	施設の構造面積		給水、炊飯施設の有無	
						構造	面積(m ²)	給水	炊飯(LDG)設備
1	町立亦楽小学校	代ヶ崎浜字細田54	代ヶ崎浜、東宮浜、亦楽	全	1,200	耐3F	3,848	○	○
2	町立松ヶ浜小学校	松ヶ浜字神明裏52	松ヶ浜、菖蒲田浜	全	1,200	耐3F 木1F	3,769	○	○
3	町立汐見小学校	汐見台3丁目1-3	遠山、境山、汐見台	全	1,500	耐3F	7,301	○	○
4	町立七ヶ浜中学校	吉田浜字小浜7-1	代ヶ崎浜、東宮浜、亦楽	全	2,200	耐2F	6,313	○	○
5	町立向洋中学校	遠山1丁目9-18	遠山、境山、汐見台、湊浜、松ヶ浜	全	2,100	耐3F	7,040	○	○
6	生涯学習センター	吉田浜字野山5-9	菖蒲田浜、汐見台南 ※避難所集約の際は全地区	全	1,000	SRC造2F	4998.67	○	○

番号	名称	所在地	収容地区名	対象災害	収容可能人員	施設の構造面積		給水、炊飯施設の有無	
						構造	面積(m ²)	給水	炊飯(LDG)設備
7	七ヶ浜国際村	花刈浜字大山1-1	花刈浜、笹山	全	1,000	耐2F	4,520	○	○
8	アクアリーナ	吉田浜字野山5-1	吉田浜、花刈浜、菖蒲田浜、亦楽、汐見台	全	1,500	耐2F	5,212	○	○

全：全ての災害 津：津波主体 地：地震時 火：火災時 土：土砂災害

《指定避難所一覧表》

番号	名称	所在地	収容地区名	対象災害	収容可能人員	施設の構造面積		給水、炊飯施設の有無	
						構造	面積(m ²)	給水	炊飯(LDG)設備
1	湊浜地区避難所	湊浜2丁目104-1	湊浜、松ヶ浜	全	100	木1F	265.84	○	○
2	松ヶ浜地区避難所	松ヶ浜字西原100-11	松ヶ浜	全	100	木1F	274.88	○	○
3	菖蒲田浜地区避難所	菖蒲田浜字和田51	菖蒲田浜	全	100	木1F	278.45	○	○
4	花刈浜地区避難所	花刈浜字五月田50-10	花刈浜	全	100	木1F	298.38	○	○
5	吉田浜地区コミュニティーセンター	吉田浜字大豆沢2-3	吉田浜	全	60	耐1F	290	○	○
6	代ヶ崎浜地区避難所	代ヶ崎浜字立花15-1	代ヶ崎浜	全	100	木1F	288.46	○	○
7	東宮浜地区交流センター	東宮浜字笠岩16-15	東宮浜	地火土	90	木1F	274.92	○	○
8	要害・御林地区避難所	東宮浜字吉子45-1	要害、御林	全	100	木1F	255.29	○	○

番号	名称	所在地	収容地区名	対象災害	収容可能人員	施設の構造面積		給水、炊飯施設の有無	
						構造	面積(m ²)	給水	炊飯(LDG)設備
9	境山公民分館	境山2丁目5-8	境山	全	50	木防1F	255	○	○
10	遠山地区避難所	遠山3丁目2-1	遠山	全	100	木1F	296.46	○	○
11	汐見台第1分館	汐見台4丁目1-49	汐見台	全	40	木防1F	148.5	○	○
12	汐見台第2分館	汐見台1丁目12-3	汐見台、汐見台南	地火土	40	木防1F	158.16	○	○
13	汐見台南第1集会所	汐見台南1丁目2-40	汐見台、汐見台南	地火土	40	木防1F	165.82	○	○
14	汐見台南第2集会所	汐見台南2丁目11-1	汐見台、汐見台南	全	40	木防1F	169.76	○	○
15	亦楽公民分館	代ヶ崎浜字細田52	亦楽	全	50	木防1F	198.74	○	○
16	笹山地区避難所	笹山7-2	笹山	全	100	木1F	211.99	○	○

全：全ての災害 津：津波主体 地：地震時 火：火災時 土：土砂災害

3. 備蓄・資機材等

資料3-1 資機材倉庫・災害備蓄倉庫在庫一覧表

《災害備蓄倉庫・防災資機材倉庫の主な備蓄品の在庫状況》

H30.3月現在

場所 品目	品目内容	汐見台倉庫 (汐見台7-ア裏)	亦楽小学校 内備蓄倉庫	松ヶ浜小学校 内備蓄倉庫	汐見小学校 内備蓄倉庫	松ヶ浜 資機材倉庫 (松小向い)	小浜 資機材倉庫 (7ヶ所前)	備考
飲料水(500ml)	1箱(25本)	181箱 (2,262食)	40箱 (500食)		40箱 (500食)	112箱 (1,400食)		
アルファ米	1箱 (50食入り)	2,800食			1,000食	3,800食		
調理不要米飯 非常食(アレルギーフリー・カレーライス)	1箱 (20食入り)	3,100食	1,000食	1,000食	1,000食			
哺乳瓶		110本	2本	2本	2本			
割り箸			8,000本	6,000本	6,200本		87,535本	
紙コップ			2,100個	2,500個	2,500個		500個	
どんぶり・皿			1,000個	1,000個	1,000個		1,400個	
ラップ			60個	60個	60個	40個		
おむつ			570枚	512枚	640枚			
生理用品			168枚	228枚	168枚	3,268枚		
トイレトーパー			100ロール	48ロール	45ロール			
ボックスティッシュ						111箱		
毛布		304枚	300枚	263枚	300枚	890枚	400枚	
段ボール仕切り						14組	22組	
プライベート ルーム							22枚	
パーソナル テント								各日赤倉庫 7ヶ所各10台
簡易 パーティション								各日赤倉庫 7ヶ所各10台
多目的 パーティション								各日赤倉庫 7ヶ所各4台
発電機			5台	5台	6台	8台	10台	他各日赤倉庫 7ヶ所各1台
ハロゲンランプ 投光機			10台	10台	10台			
リフレクター 投光機						17台	1台	
バルーン投光機			1台	1台	1台		6台	他各日赤倉庫 7ヶ所各1台
LEDランタン								各日赤倉庫 7ヶ所各40台
可搬式ソーラーパ ネル								各日赤倉庫 7ヶ所各1台
リチウムイオン蓄 電池								各日赤倉庫 7ヶ所各1台
ガソリン携行缶						4缶	3缶	
石油ストーブ							14台	

※寄贈を受けた日赤倉庫(7ヶ所)の設置内訳

七ヶ浜町役場、亦楽小学校、汐見小学校、七ヶ浜中学校、向洋中学校、生涯学習センター、七ヶ浜国際村

資料3-2 消防防災資機材等整備予定一覧表

《消防防災資機材等整備予定一覧表》

●防災用資機材整備予定一覧表

No.	資機材等名称	規格等	配備先
1	非常用備蓄品(飲料水)	飲料水 20 5年保存	備蓄倉庫
2	非常用備蓄品(食糧)	アレルギーフリー食品 5年保存	備蓄倉庫
3	生活用品(パッケージ化)	タオル・歯ブラシ等セット	備蓄倉庫
4	ウォーターゲート	高さ50cm 長さ5m	備蓄倉庫
5	緊急用吸水型土嚢袋	重さ25kgまで膨張	備蓄倉庫
6	石油ストーブ	木造17畳 コンクリート24畳	避難所
7	常備薬一式	風邪薬など	避難所
8	仮設トイレ	簡易水洗トイレ (折り畳み式)	避難所 等
9	衛星携帯電話	イリジウム又はワイドスター	防災対策室
10	吸着マット	50枚入り	備蓄倉庫
11	ガソリン缶詰	1ℓ入り	備蓄倉庫
12	ドローン	高画素のカメラ積載 夜間撮影可	防災対策室

●消防用資機材整備予定一覧表

1	消防自動車	CD-1型、積載車	消防団
2	屋外用テント	クイックアルミ型	消防団
3	活動用防寒衣	ブルゾン型	消防団
4	エンジンカッター	排気量65cm ³ 以上	消防団

資料3-3 消防自動車整備予定一覧表

《消防自動車整備予定一覧表》

令和2年3月31日現在

分団名等	車名	登録番号	初年登録 年月	使用経過 年月	整備対象 該当年度
第1分団	日野	宮城800せ96-23	H27.2	3.0	2034
第2分団	日野	宮城800そ5-19	H28.2	2.0	2035
第3分団	トヨタ	宮城800そ13-93	H29.2	1.0	2036
第4分団	いすゞ	宮城800そ30-98	H31.2	1.1	2039
第5分団	トヨタ	宮城800そ23-02	H30.2	0.1	2037
第6分団	日野	宮城800そ31-08	H31.2	1.1	2039
第7分団	三菱	宮城800す60-22	H16.3	13.1	2023
第8分団	トヨタ	宮城800そ13-94	H29.2	1.0	2036
第9分団	日野	宮城800せ30-65	H21.2	9.0	2025
第10分団	日野	宮城800す99-25	H18.3	11.11	2022
防災対策室	三菱	宮城800せ22-55	H20.2	10.0	2026

※設定耐用年数は塩釜地区消防事務組合消防本部車両運行規定（15年）に準ずるが使用状況や走行距離等を考慮し18年から20年を目安とする。

資料3-4 給水車等保有状況

《本町の給水車等保有状況》

(平成25年4月1日現在 水道事業所分)

給水車及び給水タンク			広報車(台)	その他の緊急給水用具		
種類	容量(m ³)	台数		種類	容量(ℓ)	数量
給水タンク トラック(2t積) 加圧式給水車	1.5	1	1	ポリ容器	10	7個
	0.5	1			18	42個
		1			20	6個
	3.7	1		非常用飲料水袋 (ウォーターバック)	6	1,800袋
		6.5	60袋			
		10	92袋			

資料3-5 主な町内水道関係事業者一覧表

《主な町内水道関係事業者一覧表》

(平成25年4月1日現在)

No.	名称	住所	電話番号
1	(有)坂本商店	七ヶ浜町花渚浜字高山 20-1	357-2873
2	(有)星設備工業	七ヶ浜町菖蒲田浜字向山 65-1	357-2673
3	(株)アーク	七ヶ浜町松ヶ浜字謡 43-14	357-4605
4	(株)大進	七ヶ浜町花渚浜字谷地 33-12	357-5607
5	内海設備店	七ヶ浜町花渚浜字上ノ山 28	357-4669
6	(有)藤原設備	七ヶ浜町汐見台一丁目 1-4	357-3889

4. 医療機関等

資料4-1 災害拠点病院一覧表

《災害拠点病院の指定状況（二次医療圏名：仙台医療圏）》

平成25年4月1日現在

区分	医療機関名	所在地	電話番号
基幹災害 医療センター	国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2丁目 8-8	293-1111
	仙台市立病院	仙台市若林区清水小路 3-1	266-7111
地域災害 医療センター	東北大学 医学部付属病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	717-7000
	仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2丁目 43-3	243-1111
	東北労災病院	仙台市青葉区台原 4丁目 3-21	275-1111
	東北薬科大学病院 (旧称) 東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室 1丁目 12-1	259-1221

資料4-2 町内医療機関一覧表

《町内医療機関》

医療機関名	所在地	電話番号
遠藤内科小児科医院	七ヶ浜町吉田浜字寺山 12-1	357-3211
新仙台湾鈴木診療所	〃 境山二丁目 7-14	364-5833
汐見台クリニック	〃 汐見台南一丁目 1-5	357-5536
かしま田園クリニック	〃 松ヶ浜字謡 137-20	357-7531

資料4-3 町内医薬品販売業者一覧表

《町内医薬品販売業者》

販売業者名	所在地	電話番号
-------	-----	------

ドラックヤマザワ汐見台店	七ヶ浜町汐見台1丁目1-10	352-5015
汐見調剤薬局	七ヶ浜町汐見台南1丁目2-2	357-5130
プラス調剤薬局七ヶ浜	七ヶ浜町境山1丁目209-12	366-7941

5. 危険物関連施設等

資料5-1 プロパンガス販売貯蔵施設等一覧表

《プロパンガス販売貯蔵施設等一覧表（販売貯蔵所）》

（平成25年4月1日現在（単位：kg））

No.	事業所名	場 所	区分	品名	最大数量	備 考	電話番号
1	(株)カネイチ	吉田浜字浜屋敷61-3	貯蔵所	L P G	1,500		357-2640
2	(株)佐藤米穀店	遠山1-2-79	〃	〃	1,000		357-2531
3	(有)坂本商店	花洲浜字高山20-1	〃	〃	3,000		357-2837
4	(有)斎藤商店	松ヶ浜字謡136-3	〃	〃	400		357-3328
5	大宰商店	松ヶ浜字笹山86	〃	〃	1,000		357-3439
6	(有)鈴市商店	松ヶ浜字謡22-21	〃	〃	1,000		357-3320
7	(有)マルエイ商店	境山二丁目9-33	〃	〃	1,000		362-9443
8	中野商店	代々崎浜字細田49-6	〃	〃	1,000		357-2624
9	七ヶ浜ガス(株)	汐見台4丁目2-67	〃	〃	2,500		357-5344

《プロパンガス販売貯蔵施設等一覧表（特定製造所等）》

（平成25年4月1日現在（単位：kg））

No.	事業所名	区分	品名	最大数量	電話番号	供 給 先	設 置 場 所
1	カメイ(株)宮城支店	貯蔵所	L P G	1,500	782-2281	第1ネオポリス	遠山三丁目6
2	仙台市ガス局	〃	〃	950	256-2111	県営住宅	遠山三丁目4
3	仙台プロパン(株)	〃	〃	950	366-6111	第2ネオポリス、 岸柳アパート	遠山二丁目6
4	七ヶ浜ガス(株)	〃	〃	2,500	357-5344	汐見台四丁目	汐見台四丁目2-67
5	仙台プロパン(株)	〃	〃	3,450	366-6111	東宮浜御林アパー ト（日通）	東宮浜御林
6	カメイ(株)宮城支店	〃	〃	2,000	366-6111	東北電力(株)仙台火 力社宅	吉田浜字細田
7	〃	〃	〃	300	〃	〃	代々崎浜字蓮沼
8	住商液化ガス(株)	〃	〃	300	365-8059	子育て支援センター	東宮浜字穴切
9	仙台プロパン(株)	〃	〃	800	366-6111	舞鶴タウン	遠山一丁目5
10	鈴市商店	〃	〃	400	357-3320	コーポ星	遠山二丁目8-12
11	カメイ(株)宮城支店	〃	〃	600	362-3111	シーサイドパレス 七ヶ浜	境山1-8-184
12	仙台プロパン(株)	〃	〃	900	366-6111	第二清楽苑	花洲浜字高山25-3
13	七ヶ浜ガス(株)	〃	〃	500	357-5344	七ヶ浜国際村	花洲浜字大山1-1

資料5-2 危険物貯蔵取扱い施設一覧表

《七ヶ浜町危険物貯蔵取扱い施設一覧表》

(平成29年4月1日現在)

整理番号	事業所名	場所	区分	施設数	品名	最大数量
1	東北電力(株)仙台火力発電所	代々崎浜字前島 1	屋外タンク貯蔵所	1	第2石油類、軽油	120.0kℓ
			一般取扱所	1	第4石油類、第2石油類 軽油、タービン油	108.30kℓ
2	日本アルコール販売(株) 仙台支店	東宮浜字笠岩 16-25	屋外タンク貯蔵所	5	アルコール類	2,258.0kℓ
			屋内タンク貯蔵所	2	第1、アルコール、ガソリン	179.20kℓ
			一般取扱所	4	アルコール類	146.0kℓ
			移送取扱所	1	アルコール類	850.0kℓ
3	日本アルコール物流(株) 仙台営業所	東宮浜字笠岩 16-25	移動タンク貯蔵所	18	アルコール類	217.60kℓ
4	マルエイ商店	境山二丁目 9-33	一般取扱所	1	第2石油類、灯油	29.5kℓ
			屋内貯蔵所	1	第1、2、3石油類、ガソリン、灯、軽	3.0kℓ
			移動タンク貯蔵所	1	第2石油類、灯油	1.35kℓ
5	(有)平蔵屋石油店	湊浜字砂山 25-1	給油取扱所	1	第1、2、ガソリン、軽油	13.44kℓ
		松ヶ浜字西原 7-1	地下タンク貯蔵所	1	第2石油類、軽油	20.0kℓ
			一般取扱所	2	第2石油類、軽油	29.6kℓ
		湊浜字砂山 25-1	移動タンク貯蔵所	7	第1、2、3石油類、灯油、軽油、重油	17.68kℓ
6	(有)鈴市商店	松ヶ浜字謡 22-12	給油取扱所(自家用)	1	第1石油類、ガソリン	0.574kℓ
			移動タンク貯蔵所	1	第2石油類、灯油	1.9kℓ
		松ヶ浜字西沢田 45-2	一般取扱所	1	第2石油類、灯油	9.5kℓ
7	太宰商店	松ヶ浜字笹山 86	一般取扱所	1	第2石油類、灯油	9.6kℓ
			屋内貯蔵庫	1	第1、2、3、ガソリン、軽油、重油	8.0kℓ
			移動タンク貯蔵所	2	第2石油類、灯油	2.0kℓ
8	(有)斎藤商店	菖蒲田浜字西峠下 1-1	給油取扱所	2	第1、2、3、ガソリン、灯油、重油	30.0kℓ
		菖蒲田浜字西峠下 6-1	移動タンク貯蔵所	3	第2、3石油類、灯油、軽油、重油	3kℓ
9	七ヶ浜町生涯学習センター	吉田浜字野山 5-9	地下タンク貯蔵所	1	第3石油類、重油	10kℓ
10	(有)坂本商店	花淵浜字高山 20-1	屋内貯蔵庫	2	第1、2、4(ガ・灯・軽)	2.52kℓ
			屋外貯蔵庫	1	第2、3、灯油、重油	8.0kℓ
			移動タンク貯蔵所	3	第2石油類、灯油	1.4kℓ
11	大成商事花淵給油所	花淵浜字館下 75-21	給油取扱所	1	第1、2、ガソリン、軽油	13.44kℓ
		花淵浜字清水 28-2	移動タンク貯蔵所	8	第1、2、3、ガ、灯、軽、重	4.0kℓ
12	(株)カネイチ	吉田浜字浜屋敷 61-3	給油取扱所	1	第1、2、ガソリン、軽油、灯油	25kℓ
		吉田浜字二月田 115-2	一般取扱所	1	第3石油類、重油	19.0kℓ
		吉田浜字浜屋敷 61-3	移動タンク貯蔵所	2	第2石油類、灯油、軽油	3.8kℓ
13	株式会社 佐藤米穀店	花淵浜字上ノ山 106-3	移動タンク貯蔵所	1	第2石油類、灯油	2.0kℓ
14	七ヶ浜町立向洋中学校	遠山一丁目 9-18	一般取扱所	1	第2石油類、灯油	4.0kℓ
15	J X T G エネルギー(株) 仙台精油所	湊浜字砂場 1-1	製造所	1	第1石油類、非水溶性	6,243.6kℓ
			製造所	1	第2石油類、非水溶性	2.4kℓ

整理番号	事業所名	場 所	区 分	施設数	品 名	最大数量
			製造所	1	第3石油類、非水溶性	7,392kℓ
			製造所	1	第3石油類、水溶性	625.4kℓ
			製造所	1	第4石油類、非水溶性	12,799kℓ
			屋外タンク貯蔵所	12	第1石油類、原油 (T-11~17)	459,900kℓ
			屋外タンク貯蔵所	1	第1石油類、ガソリン (T-122)	2,950kℓ
			屋外タンク貯蔵所	1	第1石油類、ナフサ (T-128)	11,200kℓ
			屋外貯蔵所	1	第2石油類、水溶性・非水溶性	35.0kℓ
			一般取扱所	4	第1、2、3、4石油類	28,800kℓ
16	丸連液体輸送東北	東宮浜字笠岩 16-40	自家用給油取扱所	1	第2石油類、軽油	20.0kℓ
			移動タンク貯蔵所	32	第1、2、3、4、ガ、灯、軽、重、潤、J1	586.0kℓ
17	アクアリーナ	吉田浜字野山 5-1	地下タンク貯蔵所	1	第3石油類、重油	18.0kℓ
18	プラタナス汐見台給油所	汐見台南一丁目 10-2	給油取扱所	1	第1、2、3、ガソリン、灯油、軽油	40.0kℓ
19	よっちゃん食品工業(株)仙台営業所	東宮浜字笠岩 16-59	屋外タンク貯蔵所	1	第3石油類、重油	4.0kℓ

資料：七ヶ浜消防署

資料5-3 毒物・劇物関連取扱施設一覧表

《毒物・劇物関連取扱施設一覧表》

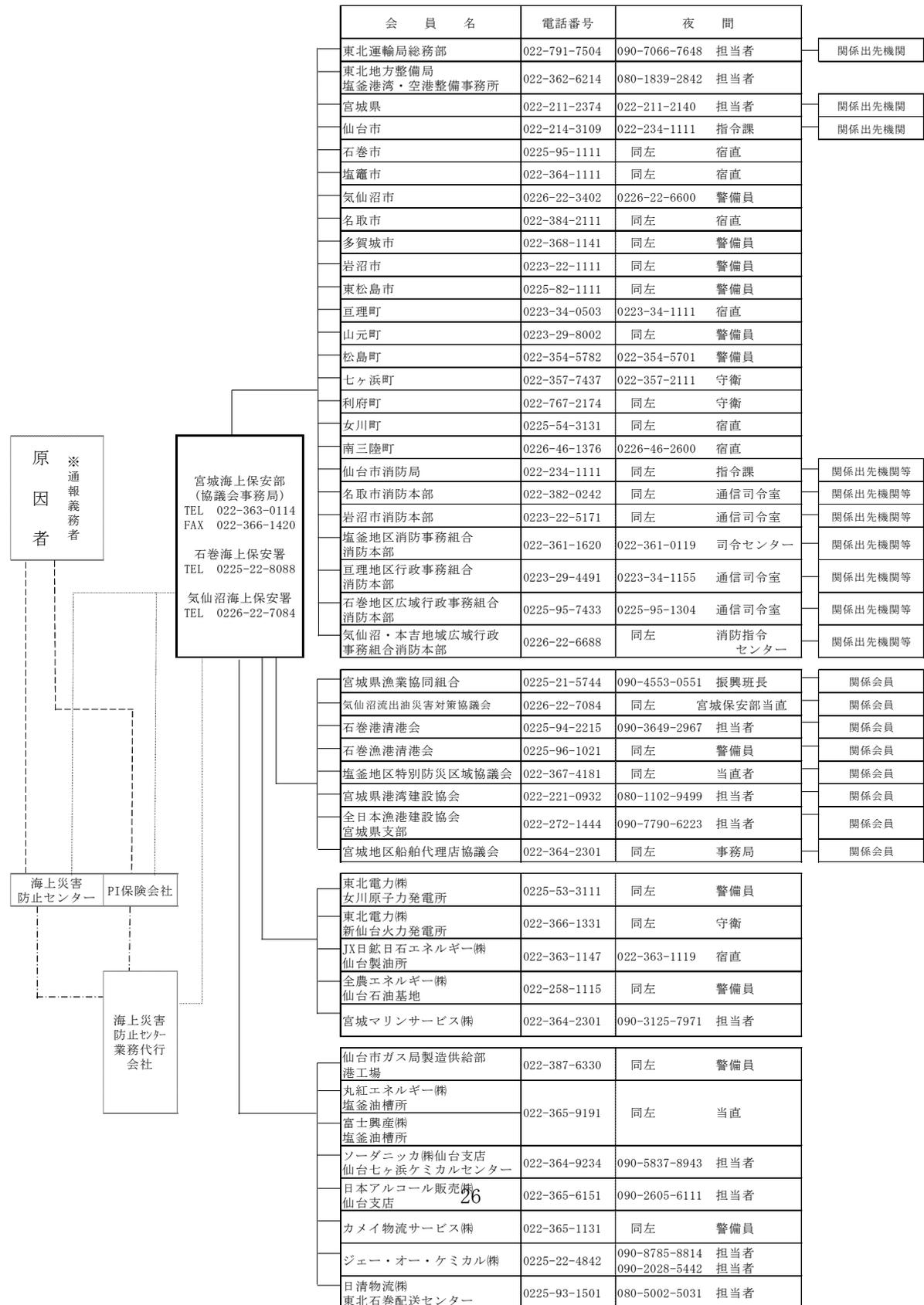
(平成25年4月1日現在)

番号	事業所名	場 所	電 話	品 名
1	ソーダニッカ(株)仙台・七ヶ浜ケミカルセンター	東宮浜字笠岩 16-24	364-9234	シアン
				塩酸
				硝酸
				水酸化ナトリウム
				硫酸
2	日本アルコール販売(株)仙台支店	東宮浜字笠岩 16-25	366-6861	酢酸エチル
				トルエン
				メタノール

資料5-4 宮城沿岸排出油等防除協議会連絡系統図

宮城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図

平成26年3月現在



6. 協定書等

資料6-1 本町の相互応援協定締結状況

《本町の相互応援協定締結状況》

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
広域消防相互応援協定	5 事務組合	昭和 48 年 1 月 24 日
消防相互応援協定書	6 市 5 町 1 事務組合	昭和 48 年 3 月 1 日
消防相互応援協定書	2 消防事務組合	昭和 48 年 8 月 8 日
宮城県広域消防相互応援協定書	3 市 9 事務組合（県内 12 消防本部）	平成 4 年 4 月 1 日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	2 市 6 町 1 村	平成 7 年 11 月 14 日
災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人宮城県塩釜医師会	平成 18 年 3 月 29 日
全国石油備蓄基地市町村連絡協議会	新潟県聖籠町、茨城県神栖市、愛知県今治市、長崎県新上五島町、鹿児島県東串良町、宮城県七ヶ浜町	平成 20 年 10 月 23 日
電力設備災害復旧に関する協定	東北電力㈱塩釜営業所	平成 18 年 3 月 29 日
災害時応援対策業務に関する協定	七ヶ浜町建設安全協力会	平成 21 年 4 月 1 日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	平成 21 年 12 月 1 日
災害時における相互協力に関する覚書	塩竈市、多賀城市、塩釜郵便局（塩竈市内郵便局代表）、多賀城郵便局（多賀城市内郵便局代表）、吉田浜郵便局（七ヶ浜町内郵便局）	平成 10 年 2 月 19 日 平成 19 年 10 月 1 日 から郵便事業㈱塩釜支店に承継
七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定	山形県朝日町	平成 24 年 9 月 25 日
災害時相互応援に関する協定	愛知県豊田市	平成 26 年 3 月
災害時における隊友会の協力に関する協定	宮城県隊友会七ヶ浜支部	平成 27 年 8 月 27 日
七ヶ浜町、愛知県あま市の災害時相互応援協定	愛知県あま市	平成 27 年 12 月 26 日
全国 LNG 火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定書	新潟県聖籠町、茨城県神栖市、愛知県知多市、千葉県袖ヶ浦市、三重県川越町、新潟県新潟市、香川県坂出市、新潟県上越市、沖縄県中城村	平成 29 年 5 月 25 日
災害時相互応援に関する協定	愛知県瀬戸市	平成 29 年 11 月 21 日
原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書	宮城県石巻市	平成 29 年 12 月 1 日
災害時の無人航空機による協力に関する協定書	一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47	平成 30 年 4 月 19 日
災害時相互応援に関する協定	熊本県御船町	平成 30 年 10 月 15 日

《物資等協定》

市町村名	物資等協定名	協定締結先	協定締結年月日
七ヶ浜町 多賀城市 松島町 塩竈市 利府町 大和町 大郷町 富谷町 大衡村	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 災害時における応急燃料の供給に関する覚書	みやぎ生活協同組合 宮城県石油商業協同組合	平成9年1月24日 平成10年11月4日

七ヶ浜町	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成24年6月6日
七ヶ浜町	災害時における飲料水等物資の協力に関する協定	仙台コカ・コーラ ボトリング株式会社	平成25年5月28日
七ヶ浜町	災害時における緊急物資の輸送に関する協定	宮城県トラック協会協会 塩釜支部	平成26年4月3日
七ヶ浜町	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	NTT 東日本-東北	平成26年5月15日
七ヶ浜町	災害時における炊き出し業務に関する協定	一富士フードサービス北 海道・東北支社	平成27年11月2日
七ヶ浜町	災害時におけるLP ガス等供給に関する協定	くろしおLPガス協議会・ 宮城県LPガス協会	平成28年3月29日
七ヶ浜町	緊急消防援助隊の宿営場所及び活動の拠点とする場所（進出拠点）の覚書	塩釜地区消防事務組合消 防本部	平成29年4月11日

資料6-2 広域消防相互応援協定書

広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法第21条に基づく市町村の相互応援協定を拡大充実し、広域消防組織間の相互応援の徹底を期することを目的とする。

(協定の適用)

第2条 この協定は、災害対策基本法発動以前の事態に適用するものとする。

(応援の適用)

第3条 応援の種別は、次のとおりとする。

- 一 消防隊の派遣
- 二 救急隊の派遣
- 三 その他、災害に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第4条 消防長は、火災防ぎよのため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 一 応援隊の派遣は、要請によって行うものとする。ただし、至近距離の火災又は火災の状況により派遣を要請すると判断したときは、要請がない場合であっても派遣することができる。
- 二 応援隊の数は、原則として一隊とする。ただし、火災の状況により増加することができる。

2 火災警報発令時その他警備の必要から応援隊を派遣することにより著しく警備力が弱体化すると判断される場合は、応援隊を派遣しないことができる。

第5条 本災その他の災害に際し、要請があった場合は応援隊側の判断により派遣するものとする。

(応援要請)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず口頭で行い、事後においてすみやかに文書をもってするものとする。

- 一 応援の種別
- 二 応援の日時及び場所
- 三 災害の状況
- 四 応援を要する人員、車両及び機械の数

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 受援地の消防長又は消防署長とする。
- 二 指揮は応援隊の長に対して行うものとする。ただし、急を要するため、長に対して指揮するいとまがないときは、直接隊員に対して命令することができる。

2 応援隊の長は現場到着、引揚げその他消防行動等の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 一 応援に際し、受援地において発生した隊員及び一般人の死傷による療養費扶助等又は重大な機械器具の破損に要する費用の負担に関しては、協定当事者間においてその都度協議のうえ決定する。
- 二 応援の間における隊員の諸手当、被服等の損耗、動力用燃料等は応援側の負担とする。ただし、消火用薬剤並びに応援が長時間にわたった場合の食糧に要する費用及び燃料については受援側の負担とする。
- 三 前号以外の費用に関しては、協定当事者間においてその都度協議の上決定する。

附 則

この協定は、昭和48年2月1日から施行する。

昭和48年1月24日

石巻地区広域行政事務組合管理者	石巻市長
大崎地区消防事務組合管理者	古川市長
塩釜地区消防事務組合管理者	塩釜市長
気仙沼本吉地域広域行政事務組合管理者	気仙沼市長
登米地区消防事務組合管理者	東和町長

資料6-3 消防相互応援協定書

消防相互応援協定書

仙台市長、塩釜市長、名取市長、泉市長、多賀城市長、岩沼市長、宮城町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は、大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期すため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防の相互応援協定に関し、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 市長等は、当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

第2条 この協定における応援は、災害発生地の市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の市長等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は、当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 市長等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の市長等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の市等が負担とする。

(応援に際しての損害の負担)

第6条 応援に際しての損害の区分表は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は、地方公務員災害補償又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、災害発生地在市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、災害発生地在市等が負担するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

- 2 この協定の実施の際現に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙台市長

塩釜市長

名取市長

泉市長

多賀城市長

岩沼市長

宮城町長

松島町長

七ヶ浜町長

利府町長

秋保町長

塩釜地区消防事務組合管理者

資料6-4 消防相互応援協定書（塩釜、黒川）

消防相互応援協定書（塩釜、黒川）

塩釜地区消防事務組合管理者、黒川地区消防事務組合管理者は、大規模災害の鎮圧に万全を期すため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防相互応援に関し塩釜地区消防事務組合管理者と黒川地区消防事務組合管理者との間において、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 管理者は受援地における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害に際して、相互に応援するものとする。

（応援出動）

第2条 この協定による応援は、災害発生地管理者の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者間の隣接地域で発生したときは、災害発生地管理者の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地管理者から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた管理者は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 管理者は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地管理者に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の受援地が負担するものとする。

(応援に際しての損害の負担)

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法によるものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償保険によるものとし、責任保険の越えるもの及びその他の損害については、災害発生地を受援地が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実現に関し、必要な細目は管理者が協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第8条 管理者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、昭和48年8月1日から実施する。

昭和48年8月8日

塩釜地区消防事務組合 管理者

黒川地区消防事務組合 管理者

資料6-5 宮城県広域消防相互応援協定書

宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別

- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から実施する。

仙台市		市長
名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合	管理者	
亘理地区行政事務組合	管理者	
仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合	管理者	
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

資料6-6 宮城県広域消防相互応援協定に基づく消防団の応援派遣についての覚書

宮城県広域消防相互応援協定に基づく消防団の応援派遣についての覚書

宮城県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）の規定に基づき、災害発生市町村等の長から応援の要請があった場合の消防団の応援派遣について、塩釜地区消防事務組合（以下「事務組合」という。）の管理者と事務組合を構成する関係市町（以下「関係市町」という。）の長は、次のとおり覚書を交換する。

（応援派遣の要請）

第1条 応援協定第3条の規定により、災害発生市町村等の長から事務組合管理者に消防団の応援要請があった場合は、事務組合消防長が災害発生の場所及びその他の状況を判断し、同条各号に掲げる事項を明らかにして、関係市町の一部又は、全部の長に対し、消防団の応援派遣の要請を行うものとする。

（応援消防団の派遣）

第2条 前条の規定により応援派遣の要請を受けた関係市町の長は特別の理由がない限り応援派遣を行うものとし、応援派遣の可否を決定したときは、ただちに事務組合消防長に通報するものとする。

（疑義）

第3条 この覚書について定めのない事項又は、疑義を生じたときは、その都度、事務組合と関係市町において協議し決定するものとする。

（覚書の保管）

第4条 この覚書を証するため、正本6通を作成し、事務組合の管理者及び関係市町の長が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成4年4月1日

塩釜地区消防事務組合	管理者
塩釜市	市長
多賀城市	市長

松島町	町 長
七ヶ浜町	町 長
利府町	町 長

資料6-7 宮城県広域航空消防応援協定書

宮 城 県 広 域 航 空 消 防 応 援 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災ヘリコプター航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成4年4月1日

宮城県	宮城県知事
仙台市	市長
名取市	市長
岩沼市	市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者 石巻市長
塩釜地区消防事務組合	管理者
亘理地区行政事務組合	管理者

仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合	管理者	
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

資料6-8 宮城県内航空消防応援協定書

宮城県内航空消防応援協定書

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の要請対象）

第2条 航空消防応援の要請は、法第1条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

（航空消防応援の実施要件）

第3条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成4年4月1日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合

(3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

(航空消防応援の出場条件)

第4条 第2条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- (4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
 - (2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制
 - (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
 - (4) その他必要な事項
- 2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。
- 3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

- 2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。
- 3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。
- 4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は、県内共通波（152.77MHz）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(事前計画)

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等
- (2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 離着陸場への職員の派遣
- (4) 離着陸場の照明設備等
- (5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置
- (6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (7) その他必要と認める事項

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(航空消防応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、この協定書13通を作成し、甲、乙及び立会人が各自1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成5年4月1日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。
- 3 応援に要した経費については、第10条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成13年4月1日

(甲) 仙台市	市 長	藤井	黎
(乙) 名取市	市 長	石川	次夫
岩沼市	市 長	井口	経明
石巻地区広域行政事務組合	管 理 者	菅原	康平
塩釜地区消防事務組合	管 理 者	三升	正直
亘理地区行政事務組合	管 理 者	伊藤	敏雄
仙南地域広域行政事務組合	理 事 長	川井	貞一
栗原地域広域行政事務組合	管 理 者	佐藤	覚次郎
大崎地域広域行政事務組合	管 理 者	古川市長	佐々木 謙次
登米地域広域行政事務組合	理 事 会	理 事 長	三浦 五郎
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理 事 会	理 事 長	鈴木 昇
黒川地域行政事務組合	理 事 会	理 事 長	浅野 元
立会人	宮城県知事	浅野	史郎

別表 (第5条第2項関係)

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
消防局防災部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号	加入電話(022)234-1151~1153 F A X (022)234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系) (+044)-621-2360 F A X (+044)-621-2289

資料6-9 宮城「館」防災に関する相互応援協定

宮城「館」防災に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「市町村」という。）との協議により、いずれかの市町村域において災害が発生し、又は、全域的に災害の発生により被災した場合、この災害に因る被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策等が円滑に遂行され、将来に向けての災害に強いまちづくりを目指すため、次のとおり協定を締結する。

(応援等の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) し尿・ゴミ等処理に必要な施設と車両等の提供
- (5) 救助、救援並びに物資の運搬等に係る管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (6) 被災者に対する避難場所及び収容場所の提供
- (7) 被災児童生徒の受け入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(協議)

第3条 この締結に関し、必要な細目は、構成市町村が協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第4条 この協定の成立を証するため、この協定書を9通作成し、当事者署名のうえ、各1通を保有するものとする。

(施行期日)

第5条 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

塩竈市長	大和町長
多賀城市長	大郷町長
松島町長	富谷町長
七ヶ浜町長	大衡村長
利府町長	

資料6-10 宮城「館」防災に関する相互応援協定細目

宮城「館」防災に関する相互応援協定細目

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「市町村」という。）のいずれかの市町村域において災害が発生し、又は、全域的な災害の発生により被災した場合の相互応援協定第3条に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

(応援等に要する事前対策)

第1条 市町村は、協定第2条に基づく応援等が円滑に行われるよう、事前に救援物資等供給ルートの確保及び被災地域に対する道路交通の規制対策、その他必要な事項について定期的に協議するとともに、必要な資料等を相互に交換するものとする。

(応援要請の手続き)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めておき、応援を受けようとする場合は次の事項を明らかにし、文書（別紙様式）により要求するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに要請文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 相互応援協定第2条第1号から第4号までに掲げる応援等を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等、及び必要車両車種と台数並びに職員の派遣については職種とその人員

(3) 応援場所及び応援場所への経路

(4) 応援の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町村は極力これに応ずるものとし、各市町村が被災する大災害時においても相互に連絡をとり、状況によっては応急対策及び復旧対策について協力しあうものとする。

なお、防災関係機関からの応援等に関する事項は所在市町村等が事前に協議しておくものとする。

(指揮権)

第4条 応援する市町村の職員等は、被災市町村長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、職員の手当て等に関する費用については、応援を実施する市町村が負担するものとする。

(2) 機械器具の大破損の修理、大量に使用した燃料等の費用については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前2号に掲げる以外の費用は、応援の要請をした市町村が負担するものとする。

(応援に際しての損害の負担)

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村の職員等の受けた損害は、地方公務員災害補償法によるものとし、それ以外については、応援を受けた市町村が負担するものとする。

(2) 応援を実施した市町村が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険を越えるもの及びその他の損害については、応援を受けた市町村と協議のうえ決定するものとする。

(協定内容の改定)

第7条 協定内容について、市町村が相互に必要と認める場合は、協議のうえ改定するものとする。

(施行期日)

第8条 この細目は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

塩竈市長

大和町長

多賀城市長

大郷町長

松島町長

富谷町長

七ヶ浜町長

大衡村長

利府町長

資料6-11 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が市町村に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、及び大衡村（以下「甲」という。）と、みやぎ生活組合（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急物資（以下「物資」という。）供給等の強力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(物資供給の協力等)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等について積極的に努めるものとする。

(物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。消防本部は船舶の消火活動に従事するときは、海上保安部の意見を尊重するものとする。

(物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙へ要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

(物資の取引等)

第8条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した物資及び乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

前項に規定する費用は災害時に以前における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定を証するため、本書10通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成9年1月24日から施行する。

平成9年1月24日

甲	塩竈市長	大和町長
	多賀城市長	大郷町長
	松島町長	富谷町長
	七ヶ浜町	大衡村長
	利府町長	

乙 みやぎ生活共同組合理事長

別表1

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食料品	水（ミネラルウォーター） 清涼飲料水 乾パン 缶詰 菓子類 砂糖 即席カップメン 粉ミルク その他の食品	切り餅 即席ラーメン 緑茶・コーヒー パン・米 バター・ジャム その他の食品
衣料品 ・ 寝具等	毛布 布団 その他	下着（男性・女性・子供） 靴下（男性・女性・子供） 靴 トレーナー その他
日用品 ・ 雑貨品	懐中電灯 乾電池 ティッシュ トイレトペーパー 整理用品 紙おむつ 哺乳びん 卓上ガスコンロ 軍手 その他	タオル 石鹸・シャンプー 歯ブラシ 歯磨き粉 鍋 食器類 その他

資料6-12 災害時における応急燃料の供給に関する覚書

災害時における応急燃料の供給に関する覚書

宮城「館」懇親会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「甲」という。）と宮城県石油商業共同組合塩釜支部（以下「乙」という。）及び同黒川支部（以下「丙」という。）は次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、甲が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）発生時において必要とする応急用燃料（以下「燃料」という。）の供給確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲における被災市町村で、自地域での燃料供給に不足を生じる場合は、塩竈市（塩釜ブロック幹事）又は富谷町（黒川ブロック幹事）に対し燃料調達の要請を行うものとする。

2 要請を受けた塩竈市又は富谷町は、速やかに乙又は丙に対し燃料供給を依頼するものとする。なお、調達の要請は、被災市町村が所属しない他ブロックの幹事が行うものとする。

（燃料の供給）

第3条 前条の規定により、燃料の供給依頼を受けた乙又は丙は、積極的にこれに応じ燃料の供給に努めるものとする。

（供給範囲）

第4条 燃料の供給先及び給油は、次のとおりとする。

- (1) 避難所、学校等
- (2) 病院、官公署等

(3) その他甲が必要と認める場所

(4) 緊急車両等

(要請、依頼方法)

第5条 燃料の調達に関する要請及び依頼方法は、別記のとおりとする。

(燃料の品目)

第6条 供給に関する燃料の品目については、甲、乙、丙が協議し別に定めておくものとする。

(費用の支払い)

第7条 燃料の供給を受けた甲における被災市町村は、乙又は丙の請求によりその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条の規定により、燃料の供給に従事したものに係る損害補償は、塩釜市が要請した場合は塩竈市消防団等公務災害補償条例によることとし、その他の市町村が要請した場合は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合条例に定めるところによる。

(疑義)

第9条 この覚書に定めない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定するものとする。

(適用期間)

第10条 この覚書の適用期間は、5年間とする。ただし、甲、乙及び丙から別段の意思表示がなされないときは、更にその効力を5年間延長するものとする。

(施行月日)

第11条 この覚書は、10年11月4日から施行する。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書11通を作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年11月4日

甲 塩竈市長
多賀城市長
松島町
七ヶ浜町長
利府町
大和町長
大郷町長
富谷町長
大衡村長

乙 宮城県石油商業共同組合塩釜支部

支部長
丙 宮城県石油商業共同組合黒川支部
支部長

資料6-13 全国石油備蓄基地市町村連絡議会災害時相互応援協定書

全国石油備蓄基地市町村連絡議会災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、全国石油備蓄市町村連絡協議会構成市町村(以下「協定市町村」という。)間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛の提供
- (3) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒の受入
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市町村の地域において地震等の大規模災害が発生し

たことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主判断により応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、前条に基づく緊急応援活動等で自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに協定市町村のいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書6通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月23日

宮城県七ヶ浜町長	渡邊	善夫
新潟県聖籠町長	渡邊	廣吉
茨城県神栖市長	保立	一男
愛媛県今治市町	越智	忍

長崎県新上五島町 井上 俊昭
鹿児島県東串良長 奥園 拓夫

資料6-14 災害時の医療救護活動に関する協定

災害時の医療救護活動に関する協定

七ヶ浜町（以下「甲」という。）と社団法人宮城県塩釜医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が策定する地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護所の設置等）

第2条 甲は災害が発生したことにより医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙と協議の上、直ちに救護所を設置するものとする。この場合において、災害の状況により必要と認めるときは、乙の協力を得て、避難所の医療施設等に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の規定により救護所を設置する場合は、乙の協力のもと、災害により負傷し、若しくは疾病にかかった者（以下「負傷者」という。）又は死亡した者を必要に応じて搬送し、又は収容するための医療施設（以下「後方医療施設」という。）を指定するものとする。

（医療救護活動に関する協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定により救護所を設置するときは、医療救護班派遣要請書（様式第1号）

により乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、甲は、医療救護班派遣要請書を提出する暇がないときは、口頭又は電話により、乙に医療救護班の派遣を要請した後において医療救護班派遣要請書を提出することができる。当初の派遣要請に係る内容を変更する要請を行うときも、また同様とする。

- 2 乙は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、前条第1項の規定により甲が設置する救護所（以下「救護所」という。）に当該医療救護班を派遣して医療救護活動を行うものとする。

（医療救護班による医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、乙の医療救護班による医療救護活動（以下「乙の医療救護活動」という。）を円滑に行うため、あらかじめ乙の医療救護に関する計画（以下「乙の医療救護計画」という。）を策定するものとする。

- 2 乙は、医療救護計画を策定したときは、当該計画書を甲に対し送付するものとする。当該医療救護計画を変更したときも、また同様とする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙の医療救護活動に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の応急処置及び医療に関すること。
- (2) 傷病者の後方医療施設への搬送の要否及び当該搬送順位の決定に関すること。
- (3) 傷病者の死亡の確認に関すること。

- 2 乙の医療救護活動は、救護所において行うことを原則とする。ただし、緊急かつ必要があると認められる場合は、災害現場においてこれを行うものとする。

（医療救護活動に関する指揮）

第6条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

- 2 乙の医療救護活動に関する事項の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（傷病者の搬送）

第7条 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

（医療品等の補給）

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（医療費）

第9条 救護所（第5条第2項の規定により災害現場において医療救護活動を行うときの当該現場を含

む。)における傷病者の医療費は無料とする。

2 後方医療施設における傷病者の医療費は、原則として当該傷病者の負担とする。

(医療救護活動の報告)

第10条 乙は、医療救護班ごとにその医療救護活動の実績及び診療内容等を記録した医療救護日報(様式第2号)を整備するとともに、当該医療救護日報の副本を甲に対し送付するものとする。

(事故報告)

第11条 乙の医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、医療救護活動事故報告書(様式第3号)により、速やかに報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、前条の規定による報告があった場合において、乙の医療救護活動に従事している者が、当該医療救護活動に従事している間及び救護所(第5条第2項の規定により災害現場において医療救護活動を行うときの当該現場を含む。)までの往復途上にある間に、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合は、当該傷病者を負った者(以下「医療救護活動従事者に係る被災者」という。)に対し次に掲げるところにより災害補償を行う。

- (1) 医療救護活動従事者に係る被災者が医師又は薬剤師であるときは、七ヶ浜町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年七ヶ浜町条例第10号)に準じ災害補償を行う。
- (2) 医療救護活動従事者に係る被災者が前号に掲げる者以外であるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年七ヶ浜町条例第14号)に準じ災害補償を行う。

(医療紛争の処理)

第13条 乙の医療救護活動に従事した者と傷病者との間に、甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、原則として甲の責任においてこれを処理するものとする。

(費用負担)

第14条 乙の医療救護活動に要した次に掲げる経費は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した費用(医療救護班に従事した者に対する報酬及び費用弁償その他派遣に要した費用をいう。)
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医薬材料等の費用
- (3) 医療救護班が携行した医療器材等が滅失損傷したときの費用
- (4) 第2条の規定により医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護班による医療救護活動を

直接の原因として当該医療施設に損傷が生じたときの修繕による費用
(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

(災害救助法との関係)

第15条 災害時の救護活動に関し、当該災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、災害救助法の定めるところによる。

(防災訓練への参加)

第16条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(指定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間を更に1年延長するものとし、その後において当該期間が満了したときも、また同様とする。

(実施細目)

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第19条 この協議に定めのない事項又はこの協議について疑義の生じた事項については、甲乙双方協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月29日

甲 七ヶ浜町長

乙 塩竈市錦町7番10号
社団法人 宮城県塩釜医師会
会長

資料6-15 災害時の医療救護活動実施細目

災害時の医療救護活動実施細目

七ヶ浜（以下「甲」という。）と社団法人宮城県塩釜医師会（以下「乙」という。）とは、平成18年3月29日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書に定める災害時の医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、相互に緊急連絡網の整備を行うものとする。

（医療救護稼動に関する連絡調整）

第2条 医療救護活動に関する甲乙間の連絡調整は、甲にあっては甲があらかじめ指名する職員、乙にあっては乙の事務局に所属する職員のうち乙があらかじめ指名する職員が行うものとする。

（医療救護活動を実施する場合の災害の程度）

第3条 協定書第2条に規定する医療救護活動を実施する必要が生じたときは、災害により集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

(医療救護班の編成)

第4条 協定書第3条の規定により甲がその派遣を要請する医療救護班は、医師、看護師及び補助者で編成し、必要に応じて、保健師、薬剤師又は助産師を加えるものとする。

2 医療救護班の班長は、医師とする。

(医療救護計画)

第5条 協定書第4条第1項に規定する医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び体制
- (2) 医療救護班が携行する医薬品、医療資器材等の内容及び数量
- (3) 医師会、医療施設その他関係機関との連絡体制
- (4) その他乙の医療救護活動の実施に必要な事項

(指揮体制)

第6条 協定書第6条第2項に規定する指揮命令に際しては、乙は、指揮本部を設置し、その体制について事前に甲に報告するものとする。

(報酬等の額)

第7条 協定書第14条第1号に規定する報酬及び費用弁償の金額は、別表に定めるとおりとする。

(費用の請求)

第8条 協定書第14条の規定により甲が負担する費用に係る乙の請求は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる請求書に係る書類を添付し、これらを甲に提出することにより行うものとする。

- (1) 協定書第14条第1号に掲げる費用を請求する場合、医療救護班派遣費用請求書(様式第1号)
- (2) 協定書第14条第2号に掲げる費用を請求する場合、医薬品、医薬材料費用請求書(様式第2号)
- (3) 協定書第14条第3号に掲げる費用を請求する場合、医療資器材弁償請求書(様式第3号)
- (4) 協定書第14条第4号に掲げる費用を請求する場合、医療施設修繕費用請求書(様式第4号)

(協議)

第9条 この実施細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この実施細目の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 18 年 3 月 29 日

甲 七ヶ浜町長 渡邊 善夫

乙 塩竈市錦町 7 番 10 号
社団法人 宮城県塩釜医師会
会長

資料 6-16 電力設備災害復旧に関する協定書

電力設備災害復旧に関する協定書

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社塩釜営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力設備（住民へ電力を供給するための設備全てをいう。以下同じ。）の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲及び乙が被災情報の収集と提供等に関し、緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより住民生活の早期安定を図り、住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第 2 条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

(情報提供)

第3条 甲及び乙は、災害の発生により電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次に掲げる情報を相互に提供するものとする。

(1) 甲から乙に提供する情報

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織（以下「災害対策本部等」という。）の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

(2) 乙から甲に提供する情報

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 電力設備の被害状況、停電（停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等）及び復旧状況
- ウ 甲が管理する施設等の被害状況（崖崩れ、道路損壊、倒木等）
- エ その他必要と思われる情報

2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。

3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部等からの要請を待つことなく、被災情報の収集及び伝達並びに各種調整等を図るための社員を災害対策本部等に派遣することができるものとする。

4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要な情報を相互に交換するものとする。

(電力設備復旧に対する協力)

第4条 乙は、災害により電力設備に相当の被害が生じた場合、その復旧を図ることを目的として、甲に対し、次に掲げる施設及び用地（以下「施設等」という。）の使用について協力を要請することができるものとする。ただし、甲の可能な範囲での協力とする。

(1) 施設使用に関する協力の要請

- ア 宿泊場所、復旧拠点としての施設
- イ 炊き出し施設

(2) 用地使用に関する協力の要請

- ア 復旧作業用車輛等の駐車場用地
- イ 復旧資材置場としての用地
- ウ ヘリポートとしての用地

(交通支障物の除去)

第5条 甲は、電力施設の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるものとし、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものとする。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧における乙が所有する電源車等の使用については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため自らも普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報紙に必要な記事の掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次に掲げる情報の広報について協力を要請することができるものとする。

- (1) 感電事故の防止に関する情報
- (2) 漏電による火災の防止に関する情報
- (3) 電力設備の被害状況、停電及び復旧状況に関する情報

(施設等の使用に関する事項)

第8条 乙は、第4条に規定する施設等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用できる範囲を甲と事前に協議し、立入禁止区域等には立ち入らないこと。
- (2) 臨時電話、ファクシミリ等の機器類を施設等に設置する場合は、甲と事前に協議すること。
- (3) 使用に伴う費用については、乙が負担すること。
- (4) 施設等の設備（附帯する工作物等を含む。）に損傷を与えた場合は、原状回復すること。
- (5) 使用を終了したときは、甲の確認を受けた後に返還すること。
- (6) その他施設管理者の指示事項を遵守すること。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月27日

甲	塩竈市長 多賀城市長 松島町長 七ヶ浜町長 利府町長
乙	東北電力株式会社 塩釜営業所長

資料6-17 電力設備災害復旧に関する協定書実施細目

電力設備災害復旧に関する協定書実施細目

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社塩釜営業所（以下「乙」という。）は、平成20年3月27日締結した電力設備災害復旧に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(緊急連絡網の整備)

第1条 協定書第3条第2項に規定する緊急時の連絡先については、別表のとおりとする。なお、緊急時の連絡先に変更が生じたときは、相互に通知するものとする。

(電力設備復旧のための施設等)

第2条 協定書第4条第1号に規定する施設は、甲乙協議により決定する。

2 甲は、協定書第4条第2号に規定する用地について、あらかじめ複数の候補地を選定しておくものとする。なお、実際に提供する用地については、甲乙協議により決定する。

3 前項に規定する用地の面積は、概ね1,500平方メートルを目安とする。

(協力の要請手続等)

第3条 乙は、協定書第4条の規定により施設等の使用について協力を甲へ要請するときは、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。

2 甲は、前項に規定する協力要請書が提出され、その使用を許可するときは、使用許可書(様式第2号)のより乙へ通知するものとする。

3 乙は、電力設備の復旧が完了し、施設等を返還するときは、使用完了届(様式第3号)を甲へ提出するものとする。

4 乙は、協定書第7条第2号の規定により広報について協力を甲へ要請するときは、広報要請書(様式第4号)により行うものとする。

(手続の特例)

第4条 乙は、前条の規定にかかわらず緊急を要すると判断したときは、口頭、ファクシミリ等による手続により協定書第4号及び第7条第2項に規定する協力を甲に要請することができるものとする。この場合においては、事後速やかに所定の手続を行わなければならない。

別表(第1条関係) 緊急時連絡先

	連絡種別	連絡先番号	備考
塩竈市	代表電話番号	022-364-1111(内231・245)	防災安全課 防災安全係
	直通番号	022-361-1587	(災害時のみ)
	F A X	022-361-1587	
	携帯電話	090-7067-0155	(災害時のみ)
	Eメール	bousai@city.siogama.miyagi.jp	
	防災行政無線	7-203	
	防災行政無線(FAX)	7-203-2	
多賀城市	消防事務組合内線	370	
	代表電話番号	022-368-1141(内271・272)	交通防災課 消防防災係
	直通番号	—	
	F A X	022-368-1360	
	携帯電話	090-3367-3560	交通防災課長(災害時のみ)
	Eメール	bosai@city.tagajo.miyagi.jp	
防災行政無線	7-209		

	防災行政無線 (FAX)	7-209-2	
	消防事務組合内線	371	
松島町	代表電話番号	022-354-5701 (内 222)	総務課 環境防災班
	直通番号	022-354-5782	
	F A X	022-354-3140	
	携帯電話	080-6026-8412	(災害時のみ)
	Eメール	info@town.matsusima.miyagi.jp	
	防災行政無線	7-401	
	防災行政無線 (FAX)	7-401-2	
	消防事務組合内線	372	
七ヶ浜町	代表電話番号	022-357-2111 (内 316)	総務課 防災対策室
	直通番号	022-357-7437	
	F A X	022-357-5744	
	携帯電話	080-1681-1528	(災害時のみ)
	Eメール	bousai@shichigahama.com	
	防災行政無線	7-404	
	防災行政無線 (FAX)	7-404-2	
	消防事務組合内線	373	
利府町	代表電話番号	022-767-2111 (内 2242)	生活環境課 防災安全班
	直通番号	022-767-2174	
	F A X	022-767-2105	
	携帯電話	—	
	Eメール	bousai@rifu-cho.com	
	防災行政無線	7-406	
	防災行政無線 (FAX)	7-406-2	
	消防事務組合内線	374	
東北電力(株) 塩釜営業所	代表電話番号	022-365-9984	総務課
	直通番号	022-365-9984	総務課
	F A X	022-365-3350	
	携帯電話	090-7520-0227	総務課長 (災害時のみ)
	Eメール	w077260@tohoku-epco.co.jp	(災害時のみ)

様式第1号 (第3条第1項関係)

番 号
年 月 日

_____(市・町) 災害対策本部

本部長 _____ 殿

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ (印)

協 力 要 請 書

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の協力を要請します。

記

1. 要請内容 (協定書第4条)	1. 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として 2. 用地使用 ア. 復旧作業用車輛等の駐車場用地として イ. 復旧資材置場用地として ウ. ヘリポート用地として
2. 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 使用場所	所在地 _____ (市・町) _____ 名称 _____ ※使用場所が用地の場合は用地名称、施設の場合は施設名称を記載。
4. 責任者	所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____ 連絡先 TEL _____ () FAX _____ ()
5. その他	

様式第2号 (第3条第2項関係)

番 号
年 月 日

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ 殿

_____ (市・町) 災害対策本部

本部長 _____ ⑩

使 用 許 可 書

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、 年 月 日付けで協力要請がありました。下記のとおり使用を許可します。なお、使用に当たっては協定書第8条の規定を遵守願います。

記

1. 許可内容 (協定書第4条)	1. 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として 2. 用地使用 ア. 復旧作業用車輛等の駐車場用地として イ. 復旧資材置場用地として ウ. ヘリポート用地として
2. 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 許可場所	所在地 _____ (市・町) _____ 名称 _____ ※使用場所が用地の場合は用地名称、施設の場合は施設名称を記載。
4. 施設管理者	所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____ 連絡先 TEL _____ () _____ FAX _____ () _____
5. その他	

様式第3号 (第3条第3項関係)

番 号
年 月 日

_____(市・町) 災害対策本部

本部長 _____ 殿

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ ⑩

使 用 完 了 届

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、協力を要請し 年 月 日付け（番号）で使用許可がありました下記の施設等について、使用を完了し、原状回復したので届出します。

記

1. 使用内容 (協定書第4条)	1. 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として 2. 用地使用 ア. 復旧作業用車輛等の駐車場用地として イ. 復旧資材置場用地として ウ. ヘリポート用地として
2. 完了の日	年 月 日
3. 使用場所	所在地 _____ (市・町) _____ 名称 _____ ※使用場所が用地の場合は用地名称、施設の場合は施設名称を記載。
4. その他	

※災害対策本部使用欄（協定書第8条第5号の規定による確認）

確認年月日

_____年 月 日 _____時 分

確認者

所属 _____

役職 _____ 氏名 _____

施設管理者	確認者

様式第4号（第3条第4項関係）

番 号
年 月 日

_____ (市・町) 災害対策本部

本部長 _____ 殿

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ ⑩

広 報 要 請 書

電力設備災害復旧に関する協定書第7条第2項の規定に基づき、下記の広報を要請します。

記

1. 広報内容 (協定書第7条第2項)	①感電事故の防止 ②漏電による火災の防止 ③電力設備の被害状況、停電及び復旧状況
2. 広報実施日時	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分
3. 広報実施区域	①行政区域全域 ②個別 (地区名 _____)
4. 問い合わせ先	所属 _____ 役職 _____ 担当者名 _____ TEL _____ () _____ FAX _____ () _____
5. 広報文 (広報文は簡潔に表現すること)	

※災害対策本部使用欄

広報の可否	可 ・ 否
-------	-------

広報実施日時
_____年 _____月 _____日
_____時 _____分

管理責任者	広報取扱者	担当者

資料6-18 災害時応急対策業務等に関する協定書

災害時応急対策業務等に関する協定書

七ヶ浜町長 (以下「甲」という。) と七ヶ浜町建設安全協力会 (以下「乙」という。) は、七ヶ浜町内に地震・風水害・津波・その他の大規模な災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合 (以下「大規模災害時」という。) における災害時応急対策業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援の要請)

第1条 この協定は災害時において、甲が災害応急対策業務等（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）による応援の必要があると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし要請書（様式1）を提出することにより要請するものとする。

ただし、要請書の提出が困難なときは、電話等で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 応援を必要とする期間及び場所
- (2) 災害の状況及び業務内容
- (3) 甲の現場責任者
- (4) その他必要な事項

（応援業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う人命救助のための支障物の撤去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊、損壊及び倒木に伴う道路交通確保のための支障物の撤去作業
- (3) 二次災害防止に関する応急復旧作業
- (4) 災害廃棄物等の解体・運搬等の処理に関する作業
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（応援の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規程により建設資機材等による応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材及び労力による応援を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規程に基づき応援を行った場合は、次に掲げる事項を記載した報告書（様式2）を速やかに甲に提出するものとする。

ただし、報告書をもって報告することが困難な時は、電話等で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者名、建設資機材等の車種、台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 応援により乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として
甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 第2条の規程による業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は
死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、応援活動中に入手した災害等による災害情報を、積極的に甲に提供するも
のとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、七ヶ浜町総務課防災対策室長、乙においては、
七ヶ浜町建設安全協力会会長とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成25年10月1日から適用するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるも
のとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月1日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺五番地の1
七ヶ浜町長 渡邊 善夫

乙 宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂19-75
七ヶ浜町建設安全協力会

会長 渡辺 源左衛門

災害時緊急連絡先

七ヶ浜町

所管	関連担当部局連絡先
七ヶ浜町災害対策本部 (総務課防災対策室)	総務部 (総務課長) TEL 357-7466-7 建設部 (建設課長) TEL 357-7441-2 産業部 (産業課長) TEL 357-7443-4 環境部 (環境生活課長) TEL 357-7454

七ヶ浜町建設安全協力会

会員名	住所・連絡先
(会 長) 株式会社 山源工務店	七ヶ浜町菖蒲田浜字向山 35 番地の 4 社長宅 TEL 357-3111 会 社 TEL 357-3431 FAX 357-2358
株式会社 大政産業	七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂 19 番地の 75 社長宅 TEL 357-2215 会 社 TEL 357-3141 FAX 357-4586
株式会社 鈴正工務店	七ヶ浜町東宮浜字東兼田 11 番地の 9 会 社 TEL 364-7362 FAX 364-7367
有限会社 三好工業	七ヶ浜町吉田浜字神明 34 番地の 4 会 社 TEL 357-1955 FAX 357-1956
株式会社 八島工務店	塩釜市旭町 2 丁目 17 番地 会 社 TEL 362-0846 FAX 364-0188

様式1 (第1条関係)

七災対本第 号
平成 年 月 日

七ヶ浜町建設安全協力会
会長

殿

七ヶ浜町長

印

災害時応急対策業務等要請

災害時応急対策業務等に関する協定書第1条の規定に基づき下記の応急業務を要請いたします。

記

1. 要請期間	年 月 日 から 年 月 日又は業務終了まで
2. 要請場所	場所：七ヶ浜町.....地先 1. 公道（県道・町道） 2. その他（.....）
3. 災害状況	
4. 応援業務内容	<input type="checkbox"/> 道路破損等に伴う道路交通確保 1. 道路陥没等の応急安全対策 2. 仮設道路の設置 3. その他（.....） <input type="checkbox"/> 道路支障物の撤去 1. 損壊建物等の廃材撤去 2. 土砂の撤去 3. 倒木撤去 4. その他（.....） <input type="checkbox"/> 災害廃棄物等の解体・運搬等 1. 建物基礎・ブロック塀等撤去 <input type="checkbox"/> その他
5. 担当課	所属：.....課 役職：.....氏名：.....

6. その他	<p>.....</p> <p>.....</p>
--------	---------------------------

様式2 (第4条関係)

七災対本第 号
平成 年 月 日

七ヶ浜町長

殿

七ヶ浜町建設安全協力会
会 長

印

災害時応急対策業務等完了報告書

災害時応急対策業務等に関する協定書第1条の規定に基づき、要請の受けた応急業務を完了したので報告します。

記

1. 要請番号	平成 年 月 日付 七災対本第 号
2. 業務場所	七ヶ浜町.....
3. 業務概要	*具体的な業務内容 (例: 倒木の撤去〇〇本土砂撤去〇〇m ³ など。)
4. 業務完了日	平成 年 月 日

5. 業務に要した経費	*業務に要した概算経費の積算内訳を記載する。
6. その他	

資料6-19 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、七ヶ浜町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 七ヶ浜町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 七ヶ浜町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、港湾施設、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協 議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月1日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行

乙 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町長 渡邊 善夫

資料6-20 災害時における相互協力に関する覚書

災害時における相互協力に関する覚書

塩竈市、多賀城市及び七ヶ浜町（以下「甲」という。）と塩釜市内郵便局、多賀城市内郵便局及び七ヶ浜町内郵便局（以下「乙」という。）とは、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲の区域に発生した、地震その他の災害発生時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、甲の区域に災害が派生し、次の各号に定める事項について当該各号に掲げる必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

- (1) 甲及び乙が実施する事項 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- (2) 乙が実施する事項 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所に臨時に郵便差出箱の設置

2 甲及び乙は、甲の区域に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 前2号以外の事項で、協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

(職員の派遣)

第5条 甲は、必要に応じ災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、必要に応じ防災訓練への参加を乙に要請することができる。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲における塩竈市は防災課長、多賀城市は防災対策室長、七ヶ浜町は環境生活課長とし、乙においては塩釜郵便局総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月 日

甲 塩竈市長 三升 正直

多賀城市長 鈴木 和夫

七ヶ浜町長 阿部 仁

乙 塩釜市内郵便局

塩釜郵便局長 佐々木 信次

多賀城市内郵便局代表

多賀城郵便局長 石森 公夫

七ヶ浜町内郵便局代表

吉田浜郵便局長 鈴木 茂

資料6-21 七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定書

七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、相互友好の精神に基づき、宮城県七ヶ浜町（以下「甲」という。）と山形県朝日町（以下「乙」という。）のいずれかの町において災害が発生した場合や宮城県・山形県を含む広域的な災害が発生した場合において、甲乙が相互に応援する体制の整備に関する事項を定め、応急対策及び復旧対策業務の円滑かつ迅速に遂行できるよう、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の提供
- (2) 施設の復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他必要に応じた協力

(応援の要請)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ相互の応援に関する担当部局を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲又は乙は、災害の発生により応援を受けようとする場合は、応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第4条 甲又は乙は、応援を要請された場合は可能な限りこれに応ずるものとする。

- 2 甲及び乙は、大規模な災害により甲乙いずれも被災した場合においても、応急対策及び復旧対策について相互に協力するものとする。

(自主的な応援活動)

第5条 甲又は乙は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、被災した相手方と連絡が取れない場合は、応援の要請を待たずに自主的に応援活動を実施することができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援を実施する町の職員（以下「派遣職員」という。）は、応援を要請した町長の指揮に基づき、応援活動を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 応援に要する費用の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応援を実施する町が所有する機械器具、車両等（以下この条において「機械器具等」という。）が当該応援活動により破損した場合における当該修理に要する費用及び機械器具等に係る燃料に関する費用（大量に調達する場合を除く。）並びに応援に派遣される職員の給与に係る費用は、応援を実施する町が負担するものとする。
- (2) 機械器具等が当該応援活動により滅失又は著しく損壊した場合における当該修理に要する費用及び機械器具等に係る燃料に関する費用（大量に調達する場合に限る。）は、甲乙協議の上決定する。
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用は、原則として応援を要請した町が負担するものとする。

(災害補償等)

第8条 派遣職員における当該応援活動に係る災害に対しては、応援を実施する町において地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき補償するものとする。

- 2 派遣職員が、応援を要請した町長の指揮に基づき実施した応援活動中に第三者に損害を与えた場合の損害賠償は、その損害が応援の要請を受けた町への往復途中において生じたものを除き、原則として応援を要請した町が行うものとする。ただし、交通事故等における当該損害賠償の負担について甲又は乙が特に必要と認める場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定の内容について、甲乙相互に必要と認める場合は、甲乙協議の上改定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲乙いずれかの町長から解約の申し出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定められた事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月25日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町長 渡邊 善夫

乙 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
朝日町長 鈴木 浩幸

災 害 時 緊 急 連 絡 先

宮城県 七ヶ浜町

担当部局	連 絡 先
総務課防災対策室	TEL 022-357-7437

山形県 朝日町

担当部局	連 絡 先
総務課防災係	TEL 0237-67-2111

第 号

年 月 日

町長 殿

町長 印

七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援要請書

七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定書 第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援期間	
2 応援場所	
3 応援要請の内容 (※)	
4 被害の状況	
5 その他必要な事項	

※ 応援要請の内容の欄には、物資、機材等については品名・数量等を、職員の派遣については職種・人員等を具体的に記載すること。

災害時相互応援に関する協定

豊田市と七ヶ浜町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- （4）救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援期間
- （7）その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ可能な限り応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月8日

愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊 田 市 長 太 田 稔彦

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町
代表者 七ヶ浜町長 渡邊 善夫

災害時における公益社団法人隊友会 宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定書

七ヶ浜町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会宮城県隊友会七ヶ浜支部（以下「乙」という。）は、災害時等におけるこの協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）の協力体制に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は災害時において災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置した場合、乙の協力が必要であると認められる時は、乙に対して次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部等に必要業務の補助
- (2) 物資、資材の運送及び配分の補助
- (3) その他、甲が必要と認める業務の補助

（協力の要請）

第3条 協力業務の要請は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により行う。ただし、文書により要請できない場合は、口頭によるものとし、その後、速やかに文書を交付する。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
- (2) 協力業務の内容
- (3) その他、参考となる事項

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により通知するものとする。

3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（協力のための準備）

第4条 乙は、甲からの要請に的確かつ迅速に応じるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（第三者に対する損害の負担）

第6条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第7条 甲が乙に協力業務の実施を要請した場合は、乙は乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

2 乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

(細目)

第9条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に「災害時における公益社団法人隊友会宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）」を定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定及び実施細目に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成26年8月27日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
七ヶ浜町長 渡邊 善夫

乙 宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台1丁目2-39
公益社団法人隊友会
宮城県隊友会七ヶ浜支部長 海老澤 方宏

資料6-24 災害時における公益社団法人宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定実施細目

災害時における公益社団法人隊友会
宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、災害時における公益社団法人隊友会宮城県隊友会七ヶ浜支部の協力に関する協定(以下「協定」という。)第9条に基づき、協定の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(協力事業に関する要請)

第2条 甲は、協定第3条の規定により乙に要請するときは、別紙様式第1号により行うものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。

3 甲及び乙は、協力要請を円滑にするためそれぞれ連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

4 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第3条 協定第10条に規定する協議は、随時行うものとする。

災害時相互応援に関する協定書

あま市と七ヶ浜町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- （4）救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当窓口に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月26日

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町

代表者 七ヶ浜町長
寺澤 薫
愛知県あま市木田戌亥18番地1
あま市

代表者 あま市長

村上 浩司

資料6-26 全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資の提供
- (2) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な資機材の提供及び職員の派遣
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援等の要請)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて応援を要請するとともに、速やかに文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数等
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により要請を受けた協定市町村は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 協定市町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市町村は、必要な情報等を相互に提供することにより応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口を定めるものとする。

(応援に係る経費の負担)

第6条 職員の派遣に要する経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。ただし、第4条第2項に基づき自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これにより難しい場合は、応援を実施した市町村と応援を受けた市町村で協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市町村が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援の業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市町村への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市町村がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、協定市町村のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が個別に災害時に相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、協定市町村の首長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年5月25日

宮城県 七ヶ浜町長 寺澤 薫

新潟県 聖籠町長 渡邊 廣吉

茨城県 神栖市長 保立 一男

愛知県 知多市長 宮島 壽男

千葉県 袖ヶ浦市長 出口 清

三重県 川越町長 城田 政幸

新潟県 新潟市長 篠田 昭

香川県 坂出市長 綾 宏

新潟県 上越市長 村山 秀幸

沖縄県 中城村長 浜田 京介

資料6-27 災害時相互応援に関する協定

災害時相互応援に関する協定

瀬戸市と七ヶ浜町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、協定市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ可能な限り応援活動に努めるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途上に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年11月21日

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市

市長 伊藤保徳

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1

七ヶ浜町
町長 寺澤 薫

資料6-28 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書

原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と七ヶ浜町（以下「乙」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における住民の広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定及び甲が定めた石巻市広域避難計画に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時に甲の住民の生命又は身体を災害から保護するため、甲が広域避難の必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、甲の住民を受入れるものとする。

2 乙は、公共施設等のうち、あらかじめ選定した施設を甲の住民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 甲は、宮城県（以下「県」という。）と連携し、広域避難が乙の自治体運営の負担とならないよう広域受援体制を構築する等配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 広域避難の受入要請は、甲が乙に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 原子力災害時に甲がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が甲に代わって乙に対し広域避難の受入要請を行うものとする。

3 乙は、甲と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 乙がこの協定に基づき甲の住民を受け入れる期間は、原則として、避難の必要がなくなるまで、又は避難所ごとに前条第3項の開始から1か月以内とする。ただし、原子力災害と合わ

せ、その他災害の状況、避難者数、避難所の施設の利用状況等を踏まえ、乙が1か月を超えて受け入れることとした場合は、この限りでない。

(広域避難時の受入人数)

第5条 甲の住民が広域避難する際の乙の受入人数は、911人を上限とする。

2 乙の受入人数に変更がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(必要物資等)

第6条 避難者の受入れ及び避難所の運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙は対応可能な範囲で協力するものとする。

(広域避難における役割分担)

第7条 広域避難における甲の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保
- (2) 避難対象地区から退城検査ポイント及び避難所受付ステーション並びに避難所への誘導
- (3) 避難者の自家用車駐車スペースの確保
- (4) 避難所受付ステーションの運営
- (5) 避難所の運営に係る必要物資の調達
- (6) 避難所及び福祉避難所の運営
- (7) 避難住民の健康管理

2 広域避難における乙の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 避難所受付ステーションの運営支援
- (2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保支援
- (3) 避難所受付ステーションから避難所への避難者の誘導支援
- (4) 避難所の開錠及び施設管理
- (5) 避難所の運営に係る必要物資の調達支援
- (6) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援

(避難所の運営)

第8条 乙は、避難所運営の初期において、甲による避難所の運営が困難な場合には、甲の体制が整うまでの間、避難者の受入れを行うなど避難所の運営を行うものとする。

2 甲は、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用期間、利用方法等について、乙を通じ、乙の教育委員会、宮城県教育委員会及び私立高等学校長と調整を図るものとする。

(福祉避難所の開設)

第9条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等のために、県及び乙の協力のもと、福祉避難所を開設する。

(費用の負担)

第10条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原子力損害賠償法」という。）、国の費用負担等により、最終的に乙の負担とならないことを原則とする。

2 前項の費用のうち災害救助法及び原子力損害賠償法に定めがないものについては、原則として甲が負担する。

（平常時の活動）

第11条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる情報を共有するとともに、毎年県が実施している原子力防災訓練への参加に努めるものとする。

(1) 平常時及び原子力災害時の連絡担当部局名及び連絡先

(2) 乙に避難する行政区ごとの人口

(3) 広域避難するための受入施設の状況（改廃等の計画を含む）

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲の危機対策課長及び乙の総務課長とする。

（補則）

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、その

都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定書の内容が適切に実施されるよう、毎年度1回は甲乙で協定書の内容を確認するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 宮城県石巻市

石巻市長 亀山 紘

乙 宮城県七ヶ浜町

七ヶ浜町長 寺澤 薫

資料6-29 災害時における応急生活物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定書

宮城県七ヶ浜町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月6日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町長 渡邊 善夫

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料6-30 災害時における飲料水等物資の協力に関する協定書

災害時における飲料水等物資の協力に関する協定書

宮城県宮城郡七ヶ浜町（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社仙台支店（以下「乙」という。）とは、災害時における乙が取扱う清涼飲料水（以下「本件商品」という。）の供給等に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、七ヶ浜町内において重大な災害等が発生した時、甲へ本件商品の優先的供給をもって、災害応急及び復旧対策が円滑に実施され、被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定は、町内に地震またはその他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの本件商品の提供について要請があった時をもって発効するものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時において緊急的な本件商品の提供が必要な場合、乙に対し本件商品の優先的な供給を要請ができるものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は災害発生時に、速やかに対応体制を整えるよう万全を期すものとする。

但し、道路寸断又は停電等により本件商品の供給に支障が生じた際は、甲乙協議により対策を講じるものとする。

(受渡し)

第5条 本件商品の引渡し場所は、甲、乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給した本件商品(水2.0Lペットボトル6本入り)の代金について、100ケースまでは無償とするが101ケース以上については有償とする。

また、乙が物資の運搬を行ったときに要する費用については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(本件商品価格)

第7条 101ケース以上に適用する本件商品の価格は、災害が発生する直前における通常の卸売価格を基準とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、もしくは本協定の解釈、運用にあたり疑義が生じた場合には、甲・乙双方誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(協定の効力)

第9条 本協定は、協定締結の日から有効とする。

2. また本協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知し、相手方が承諾することにより失効するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成25年5月28日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
七ヶ浜町長 渡邊 善夫

乙 宮城県仙台市青葉区郷六字大霜52-1
仙台コカ・コーラボトリング株式会社

仙台支店長 那須 修

資料6-31 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

緊急物資の輸送に関する協定書

七ヶ浜町（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部（以下「乙」という。）とは、緊急物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、七ヶ浜町地域防災計画に基づき、災害等が発生した場合において、甲から乙に対して行う生活救援物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。
ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により、乙が実施した緊急輸送に要した費用については、甲が負担する。
2 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該車両を交換して、その供給を継続しなければならない。
2 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、緊急輸送中に、乙の責めに帰すべき事由により緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(補 償)

第 8 条 第 3 条の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡、負傷、疾病、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(車両状況報告)

第 9 条 甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第 10 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては七ヶ浜町総務課長、乙においては公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部事務長とする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、更に有効期間満了の日の翌日から 1 年間の協定を延長するものとし、以後この例による。

(協 議)

第 12 条 この協定に定めのない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

平成 26 年 4 月 3 日

七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地の 1

(甲) 七ヶ浜町

代表者 町長 渡邊 善夫

塩釜市新浜町 3 丁目 6 番 5 号

(乙) 公益社団法人 宮城県トラック協会 塩釜支部

代表者 支部長 伊藤 治

資料6-32 特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書

特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書

セヶ浜町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社宮城支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の事前設置及び利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番、建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置箇所）

第4条 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内外における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置情報の管理）

第5条 第3条に規定する特設公衆電話の設置場所及び、第4条に規定する特設公衆電話の設置箇所、並びにこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知するものとする。

（通信機器等の用意）

第6条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機、電話機接続用ケーブルを用意し、保管の上、管理するものとする。

（電話回線等の用意）

第7条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を用意するものとする。

（移転、廃止等）

第8条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転、建て替え等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告するものとする。

2 前項の設置に係る設備の用意については、第6条に規定する通信機器等の用意及び、第7条に規定する電話回線等の用意に基づき行うものとする。

(設置場所の公開)

第9条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(利用の開始)

第10条 乙が、特設公衆電話の利用の開始を決定するものとし、乙からの連絡により甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所、時刻等の情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第11条 甲は、災害時において、利用者の適切及び円滑な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第12条 乙が、甲乙協議の上、特設公衆電話の利用の終了を決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した設置場所、時刻等の連絡を行うものとする。

(定期試験の実施)

第13条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第14条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第15条 甲は、第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する

工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(費用の扱い)

第16条 第6条に規定する通信機器等の用意に係る費用を、甲が、負担するものとする。

2 第7条に規定する電話回線等の用意に係る費用を、乙が、負担するものとする。

3 第8条に規定する移転、廃止等に係る費用は、前項及び前々項に基づき負担するものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については、甲が、負担するものとする。

4 第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験の実施にかかる通話料金は、乙が負担するものとする。

(機密保持)

第17条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(有効期間及び解約特例)

第18条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から1年間とする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以後も同様のものとする。

2 甲乙いずれかが、この有効期間において、この覚書を解約しようとするときは、その3ヶ月前までに事情を示して予告しなければならない。

(原状回復)

第19条 乙は、この覚書が終了した場合は、速やかに乙の責任と費用負担で、特設公衆電話の配備に必要な設備のうち、乙の設置した部分について撤去し、甲に明け渡すこととする。

(その他)

第20条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

2 この協定は、甲と乙の責任者や組織の変更が生じた場合でも、その効力を失わないものとする。

3 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年5月15日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町
町長
渡邊 善夫

乙 宮城県仙台市若林区五橋3丁目2番1号
東日本電信電話株式会社 宮城支店
支店長
五十嵐 克彦

資料6-33 災害時における炊き出し業務に関する協定

災害時における炊き出し業務等に関する協定書

七ヶ浜町（以下「甲」という。）と一富士フードサービス(株)北海道・東北支社（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生し、七ヶ浜町内で避難所が開設され炊き出しが必要とされる場合において、七ヶ浜町給食センターでの炊き出しに係る食材の調理及び調理後の食材を避難所へ運搬する業務（以下「炊き出し業務等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第1条 甲は、大規模な災害が発生し、七ヶ浜町内において避難所が開設され炊き出しが必要とされる場合には、乙に対して口頭で炊き出し業務等への協力を依頼するものとする。

（受諾者の責務）

第2条 乙は、前条の規定による依頼があった場合には、速やかに炊き出し業務等の可否について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

（費用負担）

第3条 炊き出し業務等に係る食材等の費用については、甲乙協議して別に定めるものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、甲と乙の間で締結する七ヶ浜町学校給食調理業務等委託の履行期間とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月2日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地の 1
七ヶ浜町長 寺澤 薫

乙 仙台市宮城野区榴岡 4 丁目 5 番 2 2 号
一富士フードサービス(株)
北海道・東北支社長 藤岡 一郎

資料 6-34 災害時における LP ガス等供給に関する協定

災害時における LP ガス等供給に関する協定書

七ヶ浜町（以下「甲」という。）とくろしおLPガス協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人宮城県LPガス協会（以下「丙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給及びこれに付随する資機材（以下「資機材」という。）の調達の確保等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲内において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲の要請に基づいて、LPガスの供給及び資機材の調達並びに要員の確保など必要な事項を定め、被災者にLPガスを供給することにより、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時にLPガスの供給及び資機材の調達並びに要員の確保の必要があると認められた時は、乙に対しその調達の協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の手段により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、丙と協議の上、当該要請に対して可能な限りLPガスの供給及び運搬等に優先的に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請を実施した場合には、その結果を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の手段により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（撤去）

第5条 LPガス及び資機材等の撤去については、甲の撤去要請により乙が行うものとする。

（費用、請求、支払）

第6条 乙が供給したLPガス及び資機材の調達費用は、甲が負担するものとし、当該費用の額は、災害時直前における通常価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、甲、乙及び

丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙の三者から申出のなかった場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書3通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自がその1通を保管する。

平成28年3月29日

甲 七ヶ浜町長
寺澤 薫

乙 くろしおLPガス協議会会長
関 弘明

丙 一般社団法人宮城県LPガス協会会長
小埜寺 宏

資料6-35 緊急消防援助隊の宿営場所及び活動の拠点とする場所（進出拠点）の覚書

災害時等における管理地の一時使用に関する覚書

塩釜地区消防事務組合（以下「甲」という。）と七ヶ浜町（以下「乙」という。）は、甲の管轄区域内（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、緊急消防援助隊が進出し、活動の拠点とする場所（以下「進出拠点」という。）として七ヶ浜町総合スポーツセンター駐車場を使用するために、甲から乙に対する要請に基づく支援協力について協議した結果、次のとおり合意したので、ここに覚書を作成する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大規模災害時に応援出動する緊急消防援助隊の進出拠点として、乙の管理する敷地の一部を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（進出拠点の指定）

第2条 甲は、次の各号に掲げる施設を緊急消防援助隊の進出拠点として指定するものとする。

- | | | |
|------|--------|-------------------|
| (1)名 | 称 | 七ヶ浜町総合スポーツセンター駐車場 |
| | 所在地 | 七ヶ浜町吉田浜字野山1-2 |
| | 使用範囲 | 駐車場 |
| | 進入禁止区域 | 第1スポーツ広場 |

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙に対し緊急消防援助隊の進出拠点として、前条に規定する場所を使用することを要請することができる。

2 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、前条に掲げる場所を一時的進出拠点として使用させるものとする。

3 甲は、乙の事業運営、住民等の避難場所の確保活動を阻害しない範囲において使用する。

（使用期間）

第4条 前条第2項に掲げる施設を一時的な進出拠点として使用する期間は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(運営)

第5条 甲は、第2条に掲げる場所を使用する場合において、必要があると認めたときは、乙の職員を当該施設へ派遣するよう乙に要請することができる。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

甲	乙
塩釜地区消防事務組合消防本部 (警防本部警防班) 電 話 022-361-1619 022-361-1718 F A X 022-361-1714	管理主体：七ヶ浜町 担 当：七ヶ浜町生涯学習課スポーツ振興係 電話 022-357-3302(月曜日休館) ※022-357-7437(七ヶ浜町防災対策室) F A X 022-357-2615(月曜日休館) ※022-357-5744(七ヶ浜町防災対策室) 連絡可能時間 8:30～22:00 ※休館日の場合の連絡先

(事業後の措置)

第7条 第2条に掲げる場所の使用を完了した場合は、甲が原状復旧を行い撤収するものとし、撤収完了後に乙が復旧状況を確認するものとする。

2 復旧状況に不備事項がある場合は、その復旧方法について甲乙協議して定めるものとする。

(適用期間)

第8条 本覚書の適用期間は、覚書交換の日から1年間とする。ただし、適用期間満了の1か月前までに前条の規定による中止等の連絡がない場合は、本覚書適用期間満了の日の翌日から更に1年間適用期間を継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通

を保有するものとする。

平成29年4月18日

甲 住 所 塩竈市尾島町17番22号
氏 名 塩釜地区消防事務組合
管理者 佐 藤 昭

乙 住 所 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
氏 名 七ヶ浜町長 寺 澤 薫
災害時等における管理施設の一時使用に関する覚書

塩釜地区消防事務組合（以下「甲」という。）と七ヶ浜町（以下「乙」という。）は、甲の管轄区域内（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、緊急消防援助隊の宿営場所として七ヶ浜町野球場を使用するために、甲から乙に対する要請に基づく支援協力について協議した結果、次のとおり合意したので、ここに覚書を作成する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大規模災害時に応援出動する緊急消防援助隊の宿営場所として、乙の管理する施設を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（宿営場所の指定）

第2条 甲は、次に掲げる施設を緊急消防援助隊の宿営場所として指定するものとする。

(1) 名 称 七ヶ浜町野球場

所 在 地 七ヶ浜町吉田浜字野山1-2

使用範囲 車両駐車場所：七ヶ浜総合スポーツセンター駐車場

宿営場所：七ヶ浜町野球場

その他：水道、電気、トイレ等

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙に対し緊急消防援助隊の宿営場所として、前条に規定する場所を使用することを要請することができる。

2 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、前条に掲げる場所を宿営場所として使用させるものとする。

3 甲は、乙の自衛消防活動、事業運営、住民等の避難場所の確保活動を阻害しない範囲において使用する。

（使用期間）

第4条 前条第2項に掲げる施設を宿営場所として使用する期間は、その都度甲、乙協議

のうえ決定するものとする。

(運営)

第5条 甲は、第2条に掲げる場所を使用する場合において、必要があると認めたときは、乙の職員を当該施設へ派遣するよう乙に要請することができる。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、それぞれ次のとおりとする。

甲	乙
塩釜地区消防事務組合消防本部 (警防本部警防班) 電 話 022-361-1619 022-361-1718 F A X 022-361-1714	管理主体：七ヶ浜町 担 当：七ヶ浜町生涯学習課スポーツ振興係 電話 022-357-3302(月曜日休館) ※022-357-7437(七ヶ浜町防災対策室) F A X 022-357-2615(月曜日休館) ※022-357-5744(七ヶ浜町防災対策室) 連絡可能時間 8:30～22:00 ※休館日の場合の連絡先

(門扉鍵の貸与)

第7条 大規模災害時が夜間・休館日等で乙の担当者が対応できない場合のため、門扉の鍵を乙は甲に対し、無償で貸与を行う。

- 貸与された門扉鍵の使用については、夜間・休館日等の乙が対応できない場合のみとし、使用の際についても乙担当者へ連絡を行い、了承を得た後に使用するものとする。
- 貸与された門扉鍵については、甲は責任を持って管理を行い、紛失又は破損した場合には甲の責任において弁償するものとする。
- 貸与された門扉鍵について、門扉の改修等により使用できなくなった場合については、乙の求めに応じて返却を行う。

(事業後の措置)

第8条 当該第2条に掲げる場所の使用を完了した場合は、甲が原状復旧を行い撤収するものとし、撤収完了後に乙が復旧状況を確認するものとする。

- 復旧状況に不備事項がある場合は、その復旧方法について甲乙協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲が当該施設に関する設備等を使用したことにより要した費用は、甲が負担する。

(適用期間)

第10条 本覚書の適用期間は、覚書交換の日から1年間とする。ただし、適用期間満了の1か月前までに前条の規定による中止等の連絡がない場合は、本覚書適用期間満了の日の翌日から更に1年間適用期間を継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月18日

甲 住 所 塩竈市尾島町17番22号
氏 名 塩釜地区消防事務組合
管理者 佐 藤 昭

乙 住 所 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
氏 名 七ヶ浜町長 寺 澤 薫

資料6-36 災害時の無人航空機による協力に関する協定書

災害時の無人航空機による協力に関する協定書

七ヶ浜町（以下「甲」という。）と一般社団法人災害対策建設協会 J A P A N 4 7（以下「乙」という。）は、七ヶ浜町における災害時の無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、乙が甲の要請に基づき実施する無人航空機による協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、無人航空機を活用した協力を要請することができる。

2 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段その他相互連携に必要な内容について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 協力の内容は、無人航空機を活用して行う次に掲げる活動（以下「協力活動」という。）とする。

- (1) 災害状況等の情報収集及び位置図作成
- (2) その他必要により甲が要請した活動

(安全の確保等)

第4条 甲は、甲の要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力活動中の安全の確保に十分配慮するものとする。

2 乙及び乙の会員は協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに、甲の指示に従うものとする。

(活動報告等)

第6条 乙は、協力活動を実施したときは、当該協力活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を行使しないものとする。

2 前項の著作権は、全条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙の協力活動の実施に要した経費は、乙が負担する。ただし、甲の要請により要した交通費、宿泊費その他甲が必要と認める経費は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第9条 甲の要請に伴い乙の会員及び無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、以下のとおりとする。

(1) 乙の会員が協力活動に起因する事故により死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因する疾病により死亡、もしくは障害の状態となった場合の損害補償については、七ヶ浜町総合災害補償規程（昭和63年七ヶ浜町訓令第6号）の規定に基づき、甲が補償する。ただし、乙の会員が協力活動中に明らかに乙又は乙の会員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の会員が第2条に規定する要請を受けた乙の指示により甲の指定する場所への移動中に発生した事故に起因する自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動の実施にあたり、当該協力活動に起因する損害の補償又は賠償に必要な保険（次号において「損害賠償等保険」という。）に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する損害賠償等保険により対応することとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により損害が生じた場合は、この限りでない。

(連絡体制)

第10条 甲と乙は、この協定に係る連絡窓口としての責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、当該責任者に変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1月前までに甲乙いずれからも文書による協定終了の申し出がない場合は、この協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月19日

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1

甲

七ヶ浜町長

東京都品川区東品川四丁目10番18号

カスタリアタワー1606

乙

一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47

代 表

様式1 (支援要請書)

第 号
年 月 日

一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47
代 表 杉 本 裕 典 様

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

支 援 要 請 書

大規模災害時における無人航空機による協力に関する協定書 (以下、協定) に
基づき、応援を要請します。

記

- 1 支援を要請する理由
〇〇年〇月〇日〇時頃に〇〇〇で発生した〇〇〇により、
寛大な被害が生じたため

2 要請する支援の内容
協定第3条に規定する応援

3 要請する支援の内訳
別途、支援要請（計画）内訳書により要請する

担当者名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

様式3 (活動報告書)

年 月 日

七ヶ浜町長 寺 澤 薫 様

一般社団法人災害対策建設協会 J A P A N 4
代 表 杉 本 裕 典

活 動 報 告 書

大規模災害時における無人航空機による協力に関する協定書に基づく、支援協力が完了しましたので報告します。

記

1 従事内容

2 従事期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 従事人数等

従事延日数： 日

従事延人数： 人

4 その他

担当者名：

電話番号：

F A X 番号：

資料6-37 災害時相互応援に関する協定

災害時相互応援に関する協定

七ヶ浜町と御船町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、協定町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (6) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (7) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (8) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (9) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する町（以下「被災町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (7) 被害の状況
- (8) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (9) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (10) 応援場所及び応援場所への経路
- (11) 応援の期間
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ可能な限り応援活動に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。

2 前項の規定により難い場合は、その都度協定町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途上に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第7条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、協定町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年10月15日

町長 藤木 正幸

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5

番地の1

七ヶ浜町

町長 寺澤 薫

熊本県上益城郡御船町大字御船 995 番地

1

御船町

7. 被害状況報告要領

資料 7-1 市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法第 53 条第 1 項（被害状況等の報告）及び消防組織法第 22 条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

- (1) この要領に基づく被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。
 - イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
 - ロ 災害対策本部を設置したもの
 - ハ 1 の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - ニ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(例示)

- ・崖くずれ、地すべり、土石流、雪崩、河川の溢水、破堤、高潮又は津波等により人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの
- ・地震が発生し、県内で震度 4 以上を記録した場合
- ・火山の噴火により人的被害若しくは住家被害を生じ、又は生ずるおそれのあるもの
- ホ その他特に報告の指示があったもの

- (2) 上記のうちイ～ニに係るものについては、県からの報告の指示の有無にかかわらず自主的に報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として防災行政無線ファクシミリにより地方県事務所を経由（仙台市に係るものを除く。）して危機対策課へ報告するものとする。（夜間、祝祭日等で、特に指示があった場合は、直接危機対策課へ報告するものとする）。

なお、送信時間の短縮等のため、報告に係るファクシミリ送り状の添付は省略するものとする。

イ 災害情報（人的被害情報）

災害の当初の段階で被害状況が十分把握出来ていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について市町村及び消防本部は、自主的に様式第 1 号により即時報告するものとする。

なお、人的被害が生じた場合には、被害者の詳細等について判明次第、様式第 1 号の 2 により即時報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第 2 号により報告するものとし、被害額については省略できるものとする（おおむね 1 日 1 回程度）。

なお、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況について確定報告するものとする（おおむね災害が発生してから2週間以内）。

注）被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除くものとする。

また、仙台市については、様式第3号に準じた住家被害等の区別明細を添付するものとする。

- (2) 宮城県総合防災情報システム防災端末機による被害状況の入力は、県危機対策課からの指示により行うこととする。
- (3) (2)の指示を行う場合において、県危機対策課は、次の各号の内容を明示するものとする。
 - イ 災害名称
 - ロ 即報・確定報の別
 - ハ 報告時点
 - ニ 入力時間帯
 - ホ その他必要な事項
- (4) (2)の規定において、被害状況入力画面での入力項目に関する用語の意義については、本要領7被害状況報告（様式第2号）記入要領に準じて取り扱うものとする。
- (5) 仙台市については、人的被害・住家被害・非住家被害については、区毎に入力するものとし、それ以外の項目については仙台市一括で入力するものとする。

5 災害情報（様式第1号）記入要領

- (1) 「災害の状況」には、災害が発生した（発生するおそれのある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
- (2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家被害に重点を置くこと。
- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して講じた措置について具体的に記入するものとする。特に災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置した場合には名称及び設置時間、災害対策基本法第60条に基づく住民に対しての避難の勧告・指示を行った場合には、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、対象世帯数、人員、原因及び避難施設について記入すること。
なお、住民の自主避難があった場合には、区分欄に自主と表示し、同様に記入するものとする。

6 人的被害情報（様式第1号の2）記入要領

- (1) 「災害の状況」には、人的被害の発生した具体的場所、発生日時、発生状況、原因等について記入するものとする。
- (2) 「被害者の詳細」には、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、及び住所について記入するものとする。
- (3) 「備考」には、被害者の収容先その他の事項について記入するものとする。

7 被害状況報告（様式第2号）記入要領

- (1) 人的被害
 - イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
なお、災害により重傷等を負ったものが確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
 - ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
 - ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
 - ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療を要する見込みのものとする。

(2) 住家被害

- イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
- ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- ハ 「半壊」とは、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- ニ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- ホ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- ヘ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものととする。
- ト 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内において、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。
- チ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。
また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。

(3) 非住家被害

- イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
- ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) その他

- イ 「田の流失等」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
- ロ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ハ 「畑の流失等」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- ニ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- ホ 「病院」とは、医療法（昭和28年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。
- ヘ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- ト 「通行不能」とは、冠水及び路肩決壊等により全面通行止めとなった道路の箇所数とし、（ ）内には、報告時点における復旧済箇所数を記入するものとする。
- チ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- リ 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ヌ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- ル 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定により同法が準用される天然の河岸とする。
- ヲ 「下水道」とは、下水道法（昭和34年法律第79号）に定める下水道とする。

- ワ 「公園」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき設置された公園とする。
- カ 「清掃施設」とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
- ヨ 「崖くずれ」とは、崖地の崩壊により人的、物的（住家・公共建物等）被害の発生した箇所数とする。
- タ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- レ 「船舶」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、流失し所在が不明になったもの、及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ソ 「地下鉄」とは、冠水等で地下鉄の運行が不能となった箇所数とする。
- ツ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水した戸数とする。
- ネ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ナ 「地下鉄」、「水道」及び「ガス」について、それぞれ運行不能箇所数、断水戸数及び供給停止戸数の被害の最大値を記入するものとし、（ ）内には、報告時点における復旧済箇所数（戸数）を記入するものとする。
- ラ 「り災世帯数」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- ム 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ウ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
「建物」とは、社会通念上の家屋（土地に定着した構築物で、屋根及び周壁を有するもの）をいい、危険物に該当するものを除いたものとする。
- ノ 「危険物」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所、貯蔵所及び取扱所とする。
- オ 「その他」とは、建物及び危険物以外のものとする。
- (5) 被害額
- イ 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- ロ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- ハ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
- ニ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- ホ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- ヘ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- ト 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- チ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
- リ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- ヌ この要領において「被害額」とは、原則として、施設等被害については、その施設等の復旧額または再取得価額とする。
また、生産物等については、時価又は損失（減収）評価額とする。
- (6) その他
- イ 「災害対策本部設置状況」については、災害対策基本法第 23 条に基づく災害対策本部を設置した場合に名称、設置日時及び廃止日時を記入するものとする。
- ロ 「その他公共施設の区分名称等」とは、「その他公共施設」に被害額を計上した場合、例

- 例えば、児童福祉施設、水道施設等の被災施設の区分、具体的名称等を記入するものとする。
- ハ 「消防機関の活動状況」については、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況について記入するものとする。
- ニ 「避難状況」については、災害対策基本法第 60 条に基づき市町村長が避難勧告・指示をした場合に、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、世帯数、人数、原因、避難施設及び解除日時について記入するものとする。
- なお、住民の自主避難があった場合にも、区分欄に自主と表示して同様に記入するものとする。
- ホ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
- ヘ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
- ト 「災害の概況」については、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
- チ 「その他」については、その他特記事項を記入するものとする。
- リ 様式第 1 号、様式第 2 号における日時等の時間は、24 時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

災害概況即報

発信日時	月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	名称								
		設置日時								

(様式第2号)

被害状況報告 (即報 第 報・確定)

災害名		区 分		単 位	被 害
報告時点	月 日 時 現在	田	流失等	ha	
市町村名			畑	冠水	ha
課係名		畑		流失等	ha
報告者名			畑	冠水	ha
区 分		単 位		被 害	
人的被害	死者	人			
	行方不明者	人			
	負傷者	重傷	人		
		軽傷	人		
住家被害	全 壊	棟			
		世帯			
		人			
	半 壊	棟			
		世帯			
		人			
	一 部 破 損	棟			
		世帯			
		人			
	床 上 浸 水	棟			
		世帯			
		人			
	床 下 浸 水	棟	り災世帯数		
		世帯	り災者数		
		人			
	非住家	公共建物(全・半壊)	棟	火災発生	建 物
その他(全・半壊)		棟	危 険 物		件
			そ の 他		件
		そ の 他		件	

注1 施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

注2 被害額については、即報段階では省略できるものとする。

7. 被害状況報告要領
資料 7-1 市町村被害状況報告要領

区分		単位	被害	災害対策本部等の設置状況		
公立文教施設		千円		名称		
農林水産業施設		千円		設置	月	日 時 分
公共土木施設		千円		廃止	月	日 時 分
その他の公共施設		千円		その他の公共施設等の区分名称等		
小 計		千円				
そ の 他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
	小 計	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	
被 害 の 詳 細	人的被害の状況					
	被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況						

8. 情報収集伝達様式
様式8-1 災害速報用紙

災害速報用紙

1 発生日時	月 日 午前 午後 時 分頃
2 発生場所 (責任者等)	
3 気象状況	天気 風位、風速 気温 温度
4 覚 知 (通報内容等)	月 日 午前 午後 時 分頃 ()
5 事故概要 (見取図)	
6 原 因	

様式8-2 災害情報（第報）

災害情報（第報）

発信機関名				受信者名				
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分		
災害の状況	発生場所							
	発生日時 月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者	名		住家被害	全壊	棟 世帯	
		行方不明	名			半壊	棟 世帯	
		重傷者	名			一部破損	棟 世帯	
		軽傷者	名			床上浸水	棟 世帯	
		※人的被害情報を提出				床下浸水	棟 世帯	
	非住家被害（全壊・半壊）		公共建物		棟	その他 棟		
	(その他の被害)							
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	名称						
		設置日時	月 日 時 分					
	避難状況	区分	発令日時	地区名	世帯数	人数	原因	避難施設
※区分欄には、指示・勧告・自主の種別を記入すること。 (その他の応急対策)								

様式8-3 災害確定報告

災害確定報告

(単位：千円)

市町村名					区分	単位	数量	被害額		
災害名					河川	箇所				
					(国管理)	〃	()	()		
					(県管理)	〃	()	()		
					(市町村管理)	〃	()	()		
確定年月日	月 日 時確定									
報告者名					道路	箇所				
区分		単位	数量	被害額	(国管理)	〃	()	()		
人的被害	死者	人	()	()	(県管理)	〃	()	()		
	行方不明者	人			(市町村管理)	〃	()	()		
	負傷者	重傷	人			橋梁	箇所			
		軽傷	人			(国管理)	〃	()	()	
住家被害	全壊		棟			土 木 関 係	(県管理)	〃	()	()
			世帯				(市町村管理)	〃	()	()
			人				砂防設備	箇所		
	半壊		棟				港湾	箇所		
			世帯				海岸	箇所		
			人				下水道	箇所		
	一部破損		棟				(県管理)	〃	()	()
			世帯				(市町村管理)	〃	()	()
			人				公園	箇所		
	床上浸水		棟				(県管理)	〃	()	()
			世帯				(市町村管理)	〃	()	()
			人				公営住宅	箇所		
	床下浸水		棟				(県管理)	〃	()	()
			世帯				(市町村管理)	〃	()	()
			人				(その他)	〃	()	()
	非住家	公共施設					小計			
その他					農業 関係	農地	田	流失等	ha	
小計						畑	流失等	ha		
り災世帯数						農業用施設		箇所		
り災者数						共同利用施設		箇所		

8. 情報収集伝達様式
様式8-3 災害確定報告

(単位：千円)

区分		単位	数量	被害額	区分	単位	数量	被害額	
農業 関係	農 作 物	水 稲	ha		医療 衛生 施設 関係	医 療 施 設	箇所		
		野 菜	ha			(病 院)	〃	()	()
		そ の 他	ha			(診 療 所)	〃	()	()
	畜 産	家 畜	頭			(その 他)	〃	()	()
		〃	羽			ごみ処理施設	箇所		
	施 設	箇所		し尿処理施設		箇所			
	養 蚕	kg		水 道		被災施設	箇所		
	果 樹	ha				断水戸数	戸		
そ の 他			保健衛生施設	箇所					
小 計			そ の 他						
林 業 関 係	林 地	箇所		小 計					
	治 山 施 設	箇所		文 教 施 設 関 係	幼 稚 園	園			
	林 道	箇所			(公 立)	〃	()	()	
	林 産 施 設	箇所			(私 立)	〃	()	()	
	林 産 物	箇所			小 学 校	校			
小 計			(公 立)		〃	()	()		
水 産 関 係	漁 船	隻			(私 立)	〃	()	()	
	水 産 施 設	箇所			中 学 校	校			
	漁 港 施 設	箇所			(公 立)	〃	()	()	
	漁業用資機材	件		(私 立)	〃	()	()		
	カ キ 筏	台		高 等 学 校	校				
	水 産 物			(公 立)	〃	()	()		
小 計			(私 立)	〃	()	()			
商 工 関 係	被 災 事 業 所	所		特 殊 教 育 諸 学 校	〃				
	建 物	被 災 棟 数	棟		社 会 教 育 施 設	〃			
		〃 敷 地 面 積	m ²		社 会 体 育 施 設	箇所			
	設 備			文 化 財	箇所				
	商 品			そ の 他	箇所				
	そ の 他			小 計					
小 計									

8. 情報収集伝達様式

(単位：千円)

区分		単位	数量	被害額				
警察関係	警察施設	箇所	—	—	都道府県 災害対策 本部	名称		
	交通安全	箇所	—	—		設置	月 日 時 分	
	警備装備	箇所	—	—		解散	月 日 時 分	
小計								
その他	JR	被災施設	箇所		災害対策 本部設置 市町村名	名称		
		不通箇所	〃	—		設置	月 日 時 分	
	私鉄	被災施設	箇所			解散	月 日 時 分	
		不通箇所	〃	—				
	バス	被災施設	箇所			災害救助法 適用の有無	有 無	
		不通箇所	〃	—			(有の場合) 月 日適用	
	船舶	被災船舶	隻		消防職員出動延人員	人		
		不通箇所	箇所	—		消防団員出動延人員	人	
	航空機	被災施設	箇所		1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他（避難の勧告・指示の状況）			
		不通	便	—				
	電力	被災施設	箇所					
		停電戸数	戸	—				
	通信	被災施設	箇所					
		不通回線	回線	—				
	ガス	被災施設	箇所					
		停止戸数	戸	—				
	社会福祉施設	箇所						
	工業用水道施設	箇所						
崖くずれ	箇所							
ブロック等	箇所							
道路通行不能	箇所	—						
その他	箇所							
小計								
総計								

様式8-4 人的被害情報（第 報）

人的被害情報（第 報）

発信機関名					受信者名				
発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
災害の状況	発生場所								
	発生日時 月 日 時 分								
発生状況 (原因等)									
被害者の詳細	被害区分	氏名	性別	年齢	住所				
備考	※被害区分には、死者・重傷者・軽傷者の種別を記入すること。								
	収容先								

様式8-5 放送要請について

放送要請について

年 月 日 時 分 発

〇〇放送〇〇殿

災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。

1 災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他（ ）
2 要請理由	イ 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため ロ 災害時の混乱を防止するため ハ その他 《県独自の判断、（ ）市町村からの要請》
3 放送事項	別紙のとおり
4 放送希望日時	イ 直ちに ロ 月 日 時
5 その他特記事項	

発信者	(所 属)	受信者	(所 属)
	(職氏名)		
	(連絡先) TEL 有線 _____ 無線 _____		

※各放送局におかれては、放送日時等を決定され次第、発信者に御連絡ください。

9. 応援依頼

様式9-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

第報	時	分	現在		
1	要請機関名	連絡先		担当者	
2	災害の種別	自然災害・事故・行方不明・火災・その他 ()			
3	活動内容	偵察・広報・撮影・傷病者搬送・空中消火・救助 輸送 (品名数量) ・その他 ()			
4	発生場所	市町村		地内	
		(目標)			
		(離着陸場所)			
5	気象状況	天候	風向	風速	気温
		視界	m	気象予警報 (警報・注意報)
6	現場指揮者	所属・職・氏名			
7	現場との連絡手段	無線種別	携帯電話		
8	傷病者搬送の場合				
	傷病者	氏名	(男・女)	歳 (年 月 日生)
	症状				
	受入病院	Tel			
	着陸場所	(目標)			
	搬送車両所属名				
	同乗者				
9	必要器材				
10	その他必要な事項				

防災ヘリコプター管理事務所 Tel 022-288-2324

Fax 022-288-2325

災害の概況

地図 (目標)

様式9-2 航空消防応援要請連絡票

航空消防応援要請連絡票

要請側市町村等名						
要請日時	平成	年	月	日	時	分
応援要請の種別	火災	救助	救急	救援	調査	その他 ()
災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所						
災害の状況						
災害発生現場の 気象の状況	天候	風向	風速	m/s	視程	m
現場最高指揮者	職氏名			無線局名		
具体的な要請内容						
必要資機材・数量						
飛行場外 離発着場	第1順位					
	第2順位					
給油体制						
その他						

(担当者 職氏名 電話)

様式9-3 航空消防応援要請書

航空消防応援要請書

平成 年 月 日	
仙台市長	殿
	宮城県知事 (公印省略)
航空消防応援を行うため、防災ヘリコプター派遣職員の応援派遣について、下記により要請します。	
記	
1 要請日時	平成 年 月 日 時 分
2 災害発生日時	平成 年 月 日 時 分
3 災害発生場所	
4 災害の概要	
5 応援の種別	① 調査 ② 火災 ③ 救助 ④ 救急 ⑤ 救援 ⑥ その他 ()
6 応援派遣職員の所属・氏名	

様式 9 - 4 航空消防応援受諾可否決定通知書

航空消防応援受諾可否決定通知書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

仙台市長
(公印省略)

下記災害に対する防災ヘリコプター派遣職員の応援派遣要請を
受諾します。
受諾できません。

記

1 要請日時 平成 年 月 日 時 分

2 災害発生時 平成 年 月 日 時 分

3 災害発生場所

4 受諾できない場合の理由

10. 自衛隊の災害派遣要請依頼

様式 10-1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

七ヶ浜町長 ㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

様式 10-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

七ヶ浜町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項